



DISCLOSURE 2024

とうしんの現況
2024年 ディスクロージャー

経営理念等

● 経営理念

協同組織による地域金融機関として、円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興及び地域住民の生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献します。

● 経営方針

- 一、健全な経営を維持し、信用の保持に努めます。
- 一、信用金庫の独自性を発揮します。
- 一、人材を育成・活用し、新たな経営課題に挑戦します。
- 一、信頼され、愛される信用金庫を目指します。
- 一、協調と融和を旨とし、生き生きとした魅力ある職場を実現します。

● 行動指針

- 一、誠意と真心をもって接します。
- 一、熱意と情熱をもってやりぬきます。
- 一、創意と工夫をもって取り組みます。



「東山口信用金庫」のシンボルマーク

港を中心に栄えた町のイメージと東山口の「ひ」を重ねてシンボル化し、「信頼の港」「交流の輪」「お客様とひとつになって未来へ広がる金庫」を表現しました。
メインカラーは、暖かなオレンジと元気で力強く活力を感じさせる赤で、東から上る太陽の活力と人との温かいふれあいを表現しています。また、サブカラーは海のブルーと大地のグリーンをイメージし、環境活動に積極的に貢献していく当金庫の志を表現しています。

CONTENTS

ごあいさつ	1
東山口信用金庫と地域社会	2
総代会制度について	4
組織・役員一覧	6
店舗一覧	7
沿革	8
事業概況	9
法令等遵守(コンプライアンス)の体制	10
金融ADR制度への対応	12
リスク管理の体制	13
自己資本の充実の状況等	14
トピックス	24
地域貢献	25
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	27
お客様本位の業務運営に関する取組方針	30
資料編目次	31
開示事項一覧	57

当金庫の概要 (2024年 3 月末現在)

設立	1991年 4 月 1 日
出資金	7 億 58 百万円
会員数	19,953名
役員数	228名
店舗数	27店舗
営業区域	山口県全域
本店所在地	山口県防府市天神一丁目 12 番 18 号



ごあいさつ

皆様方には、平素より東山口信用金庫に格別のご愛顧とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度私兼森哲司が理事長を拝命いたしましたことをご報告いたしますとともに、社会情勢、金融環境の変化により迅速な対応が求められるなか、経営トップとしてのリーダーシップを発揮していく所存でございますので、これまでと同様に皆様方のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

今年度も、当金庫の経営方針や現状並びに地域の皆様とのかかわりなどを理解していただくため、ディスクロージャー誌<とうしんの現況>を作成いたしましたので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年のが国の経済は、コロナ禍からの脱却が進み社会経済活動の正常化により緩やかな回復が続いている一方で、地政学リスクの増大、円安局面の長期化、世界の政治経済情勢がもたらす資源や原材料の高騰によるインフレ、賃金上昇等、経済・物価を巡る不確実性により、引き続き厳しい状況となりました。信用金庫の主要取引先である中小企業の多くは、そのような状況に加え経営者の高齢化に伴う後継者問題や人手不足により依然として厳しい経営環境に置かれているのが実情です。

こうした中において、当金庫は取引事業先の資金繰り支援・伴走型支援・DX推進支援など課題解決に全力で取組み新たな価値やビジネスモデルを構築することで事業継続を支援し、地域経済の回復と持続的発展が可能な地域社会づくりに努めていくことが最重要課題と捉え、金融機能の発揮と地域の課題解決に向け取組んでまいりました。また、人口減少・超高齢化といった地域全体の社会的課題に対する取組みも重要であり、地域への支援も継続してまいりました。

業容におきましては、個人預金は物価高による家庭貯蓄率の低下や低金利環境の長期化により減少、法人預金はコロナ禍からの経済活動再開の効果等で増加、預金全体では期首より25億円減少の2,163億円となりました。個人貸出は前年比横ばいで推移したものの、事業性貸出は積極的な融資に取組んだ結果増加し、貸出金全体では期首より30億円増加の972億円となりました。

収益面においては、業務純益は321百万円を計上、経常利益は310百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は309百万円となり、法人税等を考慮した後の当期純利益は302百万円となりました。

その結果、企業の健全性を示す自己資本比率は11.15%となり、国内基準の4%を大きく上回っております。

また、新たに策定した中期経営計画（3ヶ年）および2024年度事業計画を着実に遂行することで、地域に根ざした協同組織金融機関として、地域密着型金融の更なる強化を図り東山口信用金庫の存在価値を高め「地域社会において信頼され、必要とされる金融機関であり続ける」ことを目指してまいります。

役職員においても、お客様からの信頼と信用に応えられる信用金庫人として、社会的使命を果たしていく所存でございますので、引き続き、「東山口信用金庫」に格別のご支援ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2024年7月

理事長 兼森 哲司

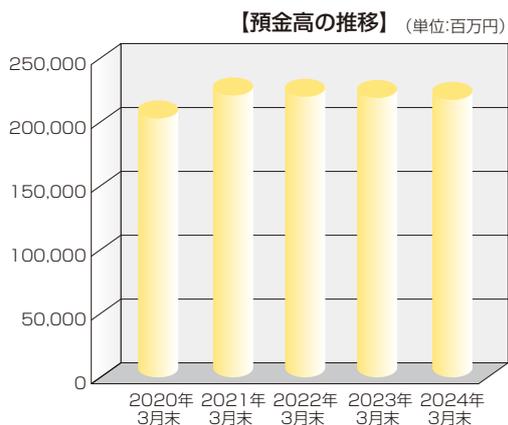


●当金庫の地域活性化への取組みについて

当金庫は事業区域を山口県全域とし、防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした山口県東部地域に店舗を配置しており地元の中小企業者と住民の皆さんが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とされるお客様に融資を行って、事業や暮らしの繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の市町村や中小企業者、住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の発揮により地域経済の活性化に貢献する<とうしん>として皆様とともに歩んでまいります。

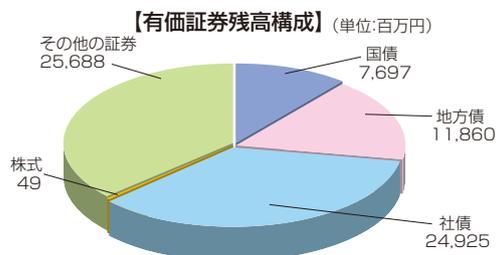
●お客様の預金について

当金庫の2024年3月末の預金積金の残高は2,163億円です。お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全・確実に行い、また、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じた各種預金を取り揃えております。詳細につきましては、本紙49～50頁をご覧ください。



●ご融資以外の運用について

当金庫はお客様の預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。
【預証率32.45%】



当金庫の営業エリアは山口県全域とし、防府市・周南市・下松市・光市・柳井市・岩国市・熊毛郡・大島郡・玖珂郡の市町村を中心とした山口県東部地域に店舗を配置しております。

店舗体制等の詳細につきましては本誌の6～7頁をご覧ください。

●決算について

2024年3月期の決算は、貸出金残高の増加による資金運用収益の増加等を受け、業務純益が321百万円の計上となり、経常利益は310百万円の計上となりました。

自己資本比率は、コア資本の増加等により、前年度比0.04ポイント上昇して11.15%となり、健全とされる国内基準4%を大きく上回っており、地域の皆様にご安心いただける健全性を確保しております。

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

当金庫の2024年3月末の貸出金の残高は972億円です。

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、地域内の中小企業者の方に設備資金233億円、運転資金286億円をご融資しております。

また、個人のお客様には住宅資金211億円、消費者資金55億円をご融資しております。

当金庫で取扱っている融資商品につきましては、本誌の51～52頁をご覧ください。

●「中小企業金融円滑化法」期限到来後のお客様への対応

中小企業金融円滑化法は2013年3月末に期限到来となりましたが、お客様への対応はこれまでと同様変わらず、下記の通り対応してまいります。

- 1、当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと変わらず引き続き、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取り組んでまいります。
- 2、当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申し込みがあった場合は、これまでと同様、お客様が抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
- 3、当金庫は、お客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合は、他の金融機関と連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- 4、当金庫は、貸付条件の変更等の相談業務を迅速かつ円滑に遂行するため、下記のとおり相談窓口を設置しております。

①各営業店 金融円滑化対応相談窓口 ②本部 融資部 フリーダイヤル0120-551-783

●「経営者保証に関するガイドラインへの取組み」

当金庫では、「経営者保証ガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

取組みの内容		2023年度
新規に無保証で融資した件数（2017年度より個人事業主を含めています。）		509件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合		30.3%
代表者の交替時において	旧経営者の保証契約を解除し、且つ、新経営者との保証契約も締結しなかった件数	2件
	旧経営者の保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	2件
	旧経営者との保証契約を解除せず、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	0件
	旧経営者との保証契約を解除せず、且つ、新経営者との保証契約も締結した件数	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る。）		0件

●ポストコロナ時代における取引先への支援等（コロナ禍を経て地域との繋がり）

当金庫では、ポストコロナ時代への対応や人手不足・物価高騰の影響を受けている取引先企業の円滑な資金供給による資金繰り支援の態勢を整備しております。又、取引先企業とのリレーションシップのもとで事業価値向上や経営課題解決のために外部専門機関や業界の中央機関との連携を強化しコンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる態勢を整備しております。加えて山口県内3信金（東山口・萩山口・西中国）、信金中央金庫及び信金キャピタル株式会社の連携による「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」を通じて地域における円滑な事業承継支援を実施しております。また、当金庫は企業のライフステージに応じた適時適切なソリューションの提案を実行することで継続的に且つ伴走支援・サポートに取り組んでおります。

また、金融の提供だけでなく、文化、環境、教育の分野も視野に入れた地域貢献活動にも積極的に取り組んでおります。

詳しくは24ページのトピックス、25～26ページの地域貢献、27～28ページの中小企業の経営課題の解決及び地域の活性化のための取組みの状況を参照して下さい。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員の数が大変多く総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この制度は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選定等の重要事項を決議する最高意志決定機関です。従って、総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

1. 総代の任期・定数

- (1) 総代の任期は3年です。
- (2) 総代の定数は70人以上110人以内です。
- (3) 2024年6月末現在における総代数は94名です。

注) 総代の欠員を生じたときにおいても選任区域の総代の定数の2分の1に満たない時は次の改選期まで補充を行わない。

区域	地区	総代定数	総代数	総代選考委員
第1区	山口市 防府市 県内他	40名	51名	3名
第2区	周南市	20名	16名	3名
第3区	下松市 光市	12名	10名	3名
第4区	柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	24名	17名	3名
合計		96名	94名	12名

2. 総代の選任方法

- (1) 総代会の決議により会員のうちから総代候補者選考委員を委嘱し、氏名を掲示する。
- (2) 総代候補者選考委員は、総代選任の必要性が生じたときは、総代候補者を選考し、掲示する。
- (3) 掲示された総代候補者に対して会員から異議の申立が3分の1に達しないときは、当該総代候補者を総代に委嘱し、氏名を掲示する。

3. 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員であること
- (2) 選考基準
 - ① 総代は、その就任時点で満80歳を超えない会員とする。
 - ② 総代としてふさわしい見識を有している者。
 - ③ 良識を持って正しい判断が出来る者。
 - ④ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者。
 - ⑤ その他、総代候補者選考委員が適格と認めた者。

4. 第34期通常総代会の決議事項

2024年6月19日に開催されました第34期通常総代会で次の事項が付議され、原案通り承認されました。

○報告事項

第33期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

○決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第一号議案 | 剰余金処分案承認の件 |
| 第二号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件 |
| 第三号議案 | 理事8名選任の件 |
| 第四号議案 | 退任理事に対し退職慰労金支給の件 |

5. 総代の氏名等

2024年6月末現在（アイウエオ順、敬称略）※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域	人数	氏名及び総代への就任回数							
第1区 山口市 防府市 県内他	51	阿部 次男⑤	石田 浩三②	梅田 和夫⑤	大田健二郎⑤	大村 覚①	岡本健一郎⑤	小野 貴也②	
		金田周太郎⑤	川口 英史⑤	葛原 豊和⑤	國弘 寿行⑤	倉員 祥子(本名・吉本 祥子)①	藏本由紀夫⑤		
		桑原 望⑤	古閑 謙士①	小松 宗介⑤	塩田 唯③	下川 啓文⑤	城 宣生②	鈴木 宏明⑤	
		関谷 匡宣①	高橋 成和②	竹内 正明⑤	塚原 正好①	中島 誠⑤	中司 敏明⑤	中原 達夫②	
		中村 卓雄①	中村 元彦⑤	中本 大①	羽嶋 秀一⑤	馬場 龍美⑤	平山 順一⑤	福田 貢⑤	
		福山 智大②	藤井 孝造⑤	藤井 秀夫⑤	藤村 泰則①	堀田 佳典⑤	堀越 政美②	松原 博幸⑤	
		松村 秀樹⑤	水野 俊仁⑤	光井 達人③	光浦慎太郎⑤	光谷 和浩②	三戸 直樹⑤	村重 浩三⑤	
		山本 貴司⑤	吉本 信晴①	脇 正典⑤					
第2区 周南市	16	石田 健③	岩本 康生③	梅田 真佑③	大嶋 三丘③	岡寺 信政③	河村 秀昭③	木本 安信⑫	
		黒神 直大②	花田 敦③	原田 克保③	弘田 公⑫	福田 晃③	御園生宣尚②	村田 秀生②	
		山本 淳②	芳村 幹也②						
第3区 下松市 光市	10	川畑 大樹②	日柳 克啓③	九内 庸志③	嶋 員久②	谷口 俊寛④	馬場 達善③	原田 忠明③	
		松岡 由和④	宮本亮太郎③	室本 和彦②					
第4区 柳井市 岩国市 熊毛郡 大島郡 玖珂郡	17	秋元 大介②	井森 幹雄①	河野 和明④	重田 留美③	鈴木 隆③	坪野 恒幸③	中坪 靖昌③	
		中濱 泰生⑫	野上 勝利③	濱田 憲昭③	藤麻 一三③	水中 好秋⑫	村川 直治③	村重 清涼③	
		森口 勇③	山内 治④	米本 佳正③					

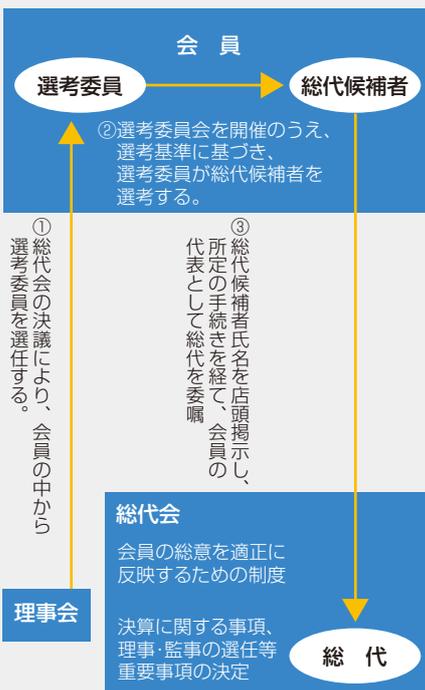
(合計94名)

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人役員84%、個人事業主14%、個人2%
年代別	70代以上32%、60代32%、50代以下36%
業種別	卸・小売業20%、製造業12%、建設業32%、不動産業5%、その他31%

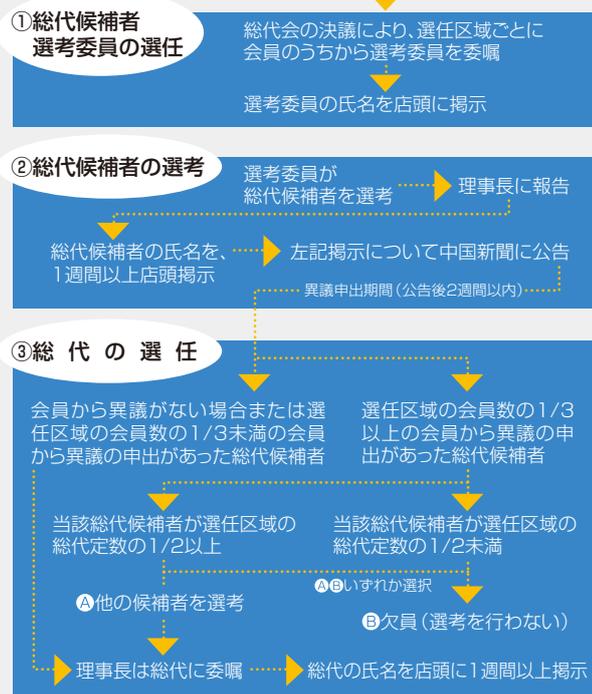
総代会の仕組み

総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

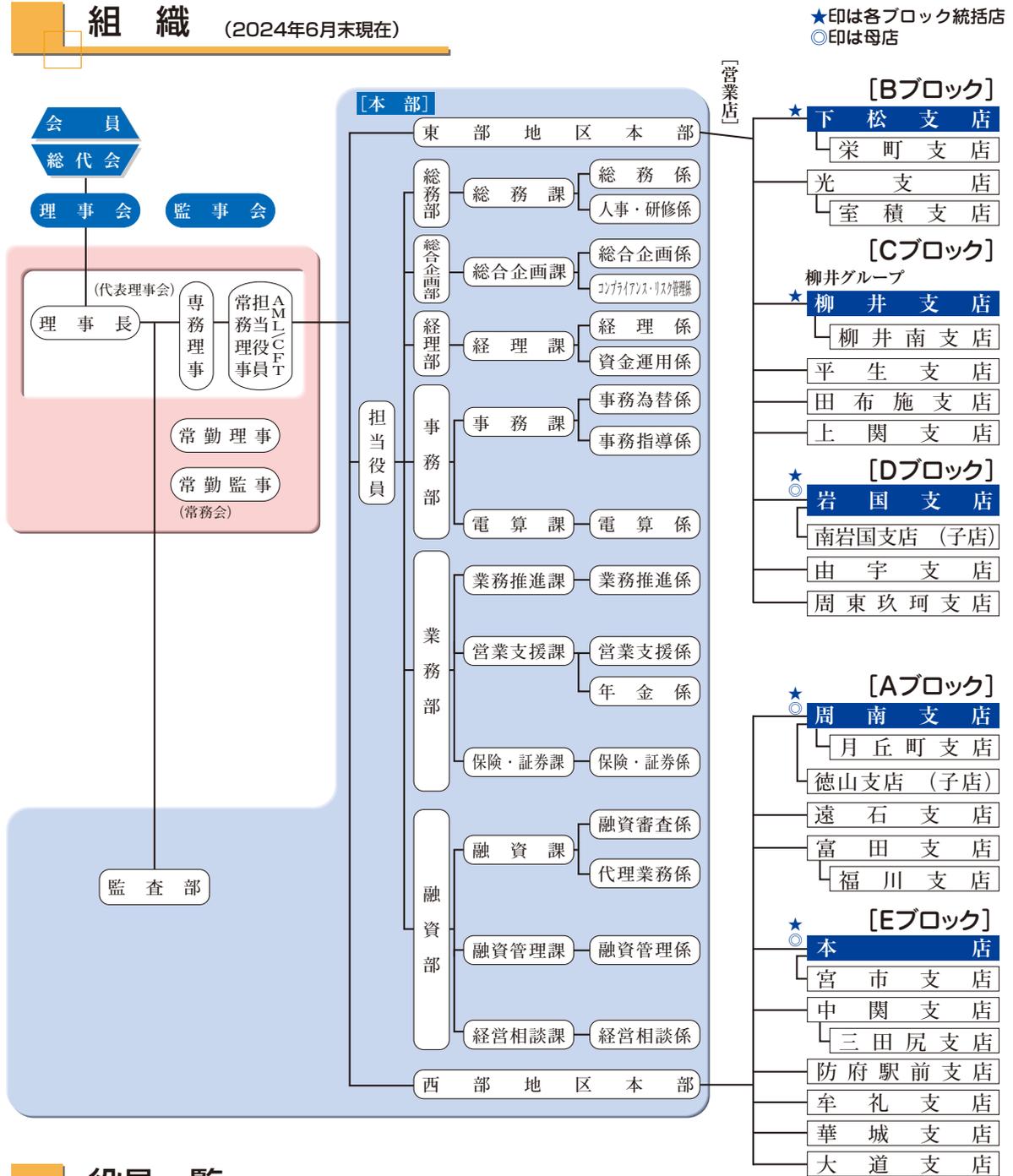


総代が選任されるまでの手続き

地区を4区の選任区域に分け、各選任区域ごとに総代の定数を定める。



組織 (2024年6月末現在)



役員一覧 (2024年6月末現在)

理事長 兼森 哲司	理事相談役 松原 正雄	監事(員外) 岩本 邦男(※2)
常務理事 三田 浩士	理事 吉弘 功(※1)	監事(員外) 尾崎 陽一(※2)
常勤理事 清水 健治	理事 矢敷 健治(※1)	
常勤理事 内藤 利彦	常勤監事 岡 秀樹	
常勤理事 長弘 誠二		

※1 理事 吉弘 功、矢敷 健治は信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申合せ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 岩本 邦男、尾崎 陽一は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧 (2024年6月末現在)

本部	防府市天神1-12-18						
総務部	TEL (0835) 23-2324						
経理部	TEL (0835) 23-2325						
総合企画部	TEL (0835) 23-2332						
業務部	TEL (0835) 23-4060						
融資部	TEL (0835) 23-0330						
事務部	TEL (0835) 23-4031						
監査部	TEL (0835) 23-4097						
本店	防府市天神1-12-18	TEL (0835) 23-2329					
柳井支店	柳井市中央2-7-31	TEL (0820) 22-3501					
平生支店	熊毛郡平生町大字平生町197-70	TEL (0820) 56-2148					
田布施支店	熊毛郡田布施町大字下田布施899-15	TEL (0820) 52-2105					
由宇支店	岩国市由宇町中央1-5-5	TEL (0827) 63-0857					
室積支店	光市浅江1-18-17	TEL (0833) 71-0121					
上関支店	熊毛郡上関町大字長島573	TEL (0820) 62-0202					
周南支店	周南市新宿通1-14	TEL (0834) 31-6131					
岩国支店	岩国市室の木町1-1	TEL (0827) 22-3101					
周東玖珂支店	岩国市周東町下久原1151-1	TEL (0827) 84-2131					
南岩国支店	岩国市南岩国町1-21-10	TEL (0827) 32-2141					
柳井南支店	柳井市中央2-7-31	TEL (0820) 22-3501					
徳山支店	周南市御幸通2-16	TEL (0834) 31-2525					
富田支店	周南市政所3-14-16	TEL (0834) 62-3151					
福川支店	周南市政所3-14-16	TEL (0834) 62-3151					
遠石支店	周南市遠石1-11-18	TEL (0834) 31-0220					
月丘町支店	周南市新宿通1-14	TEL (0834) 31-6131					
宮市支店	防府市宮市町3-6	TEL (0835) 23-2334					
三田尻支店	防府市大字新田874-6	TEL (0835) 23-2336					
中関支店	防府市大字新田874-6	TEL (0835) 23-2336					
防府駅前支店	防府市八王子1-1-21	TEL (0835) 23-2338					
牟礼支店	防府市牟礼今宿2-13-1	TEL (0835) 23-2341					
華城支店	防府市西仁井台2-11-5	TEL (0835) 23-2301					
大道支店	防府市大字台道3535-1	TEL (0835) 32-2221					
下松支店	下松市大字西豊井894-3	TEL (0833) 41-0690					
光支店	光市浅江1-18-17	TEL (0833) 71-0121					
栄町支店	下松市大字西豊井894-3	TEL (0833) 41-0690					

地区一覧

山口県全域

自動機器設置状況

(単位：台)

	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
ATM	42	40	40	37	37	37	35
両替機	3	3	3	3	3	3	3

◎自動機コーナーは各店舗のほか、次の店舗外にも設置しております。(2024年6月末現在)

- ・ゆめタウン柳井
- ・フジ柳井店
- ・ミスターマックス柳井出張所
- ・サンリブ下松
- ・下松駅南出張所
- ・福川出張所
- ・三田尻出張所
- ・問屋口出張所
- ・柳井南出張所

一年の動き

- 2023年 4月 新入職員7名の入庫式を行いました。
- 2023年 6月 「信用金庫の日」に地域貢献活動の一環として、県赤十字血液センターの移動採血車による400mL献血に協力し、お客様と共に献血活動に取組みました。
- 2023年 6月 「とうしんサマー定期預金」の募集を行いました。
- 2023年11月 「とうしんウィンター定期預金」の募集を行いました。
- 2024年 3月 「WEB完結型カードローンきゃっする500」の販売を開始いたしました。

沿 革

- 1991年 4月 柳井信用金庫（1950年5月設立）、徳山信用金庫（1918年6月設立）、下松信用金庫（1948年12月設立）の3信用金庫が合併により新生「東山口信用金庫」として発足。
- 1992年 4月 徳山支店、下松支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1992年 8月 平生支店新築（同一場所）オープン。
- 1992年12月 預積金残高1,000億円達成。
- 1993年11月 室積支店新築（同一場所）オープン。
- 1995年 1月 富田支店、福川支店、光支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1995年 4月 ATM祝日稼働開始。
- 1996年 1月 月丘町支店、栄町支店が日本銀行歳入代理店の承認を受ける。
- 1996年 9月 預積金残高1,100億円達成。
- 1996年12月 遠石支店、徳山北支店が日本銀行歳入代理店の承認を受け、全店指定となる。
- 1997年 2月 徳山支店ほか8店舗が西日本建設業保証（株）の受託業務取扱店の承認を受け、全店指定となる。
- 1997年 5月 パルティ・フジ出張所（ATM）開店。
- 1997年11月 ロックショッピングタウン平生出張所（ATM）開店。
- 1998年 1月 下松支店新築（同一場所）オープン。
- 1998年 4月 堀本忠男 理事長就任、三島前理事長 相談役就任。
- 1998年 8月 本部にLANシステム導入。
- 1998年10月 サンリブ下松出張所（ATM）開店。
- 1999年 3月 郵貯ATMとの相互接続取扱開始。
- 1999年 4月 ハイパーモールメルクス柳井出張所（ATM）開店。
- 2000年12月 全国のしんきんATM平日、土曜日（～ 14:00）のご利用手数料無料の「しんきんZERO（ゼロ）ネットサービス」を開始する。
- 2001年 4月 設立10周年を迎える。
- 2001年 7月 朝日監査法人（現、有限責任 あずさ監査法人）と監査契約を締結する。
- 2001年10月 山口県下10金庫と山口銀行がATM平日、土曜日（～ 14:00）ご利用手数料無料「YS.ネットサービス」を開始する。
- 2003年 4月 個人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
- 2003年 6月 個人向け国債の募集の取扱いを開始。
- 2003年 7月 IYバンク銀行とATMの提携を開始する。
- 2003年 9月 マックスバリュ田布施出張所（ATM）開店。
- 2004年 1月 法人向けインターネットバンキングの取扱いを開始。
- 2006年 3月 <とうしん経営塾>（柳井地区）を発足。
- 2007年 3月 由宇支店新築（同一場所）オープン。
- 2009年 4月 柳井南支店開設。
- 2010年 6月 児玉正史 理事長就任、堀本前理事長 非常勤相談役就任。
- 2011年 4月 設立20周年を迎える。
- 2012年11月 防府信用金庫との対等合併により、新生「東山口信用金庫」として新たにスタート。
- 2012年11月 嶋本博 理事長就任。
- 2014年11月 宮市支店新築（同一場所）オープン。
- 2015年 1月 周南支店（旧橋本町支店）移転オープン。
- 2015年 3月 光支店新築移転オープン。
- 2015年 5月 嶋本理事長 旭日双光章受章。
- 2016年 2月 山口県と「地方創生に係る包括連携協定」を締結。
- 2016年 3月 薩摩、長州、土佐、肥後にゆかりのある金融機関と共同で「薩長土肥包括連携協定」を締結。
- 2016年 7月 下松支店移転オープン。
- 2016年 7月 柳井市と「地方創生に係る包括連携協定」締結。
- 2017年 8月 当金庫営業地区を山口県山口市（旧阿武郡阿東町を含まない）、防府市、周南市、下松市、光市、柳井市、岩国市及び熊毛郡、大島郡、玖珂郡から、山口県全域に変更。
- 2018年 5月 三田尻支店を中間支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2018年 6月 山口県信用保証協会と包括連携協定に関する覚書を締結。
- 2018年10月 本支店、他金融機関で即時振込の取扱時間の拡大（モアタイム）開始。
- 2019年 6月 松原正雄 理事長就任、嶋本前理事長 非常勤相談役就任。
- 2019年 9月 福川支店を富田支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2019年11月 出資証券のペーパーレス化（不発行）を開始。
- 2020年 4月 とうしんアプリ通帳の取扱いを開始。
- 2020年 6月 株式会社りそな銀行と「信託業務（併営業）に係る代理店委託契約」を締結。
- 2020年 9月 山口県下3信用金庫と「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」を発足。
- 2020年10月 信金中央金庫と「個人型年金業務に係る業務再委託基本契約」を締結。
- 2020年10月 信金中央金庫と「信託契約代理店委託契約」を締結。
- 2020年11月 （一社）山口県中小企業診断協会との連携事業を開始。
- 2020年12月 防府駅前支店新築移転オープン。
- 2021年 2月 山口県下3信用金庫と「SDGs（持続可能な開発目標）の推進に関する連携協定」を締結し、「SDGs宣言」を公表。
- 2021年 2月 上関支店、大道支店の営業時間を変更し昼休みを導入。
- 2021年 3月 間屋口支店を中間支店に統合。
- 2021年 4月 設立30周年を迎える。
- 2021年 4月 ローソン銀行とATM直接提携。
- 2021年 7月 首都圏の大企業等OBと中小企業をつなぐ「新現役交流会」に参加。
- 2021年 9月 柳井南支店を柳井支店内に店舗内店舗の形態で移転。
- 2021年10月 由宇支店、周東玖珂支店、南岩国支店、徳山支店の営業時間を変更し昼休みを導入。
- 2022年 3月 「SKYBANK緊急対応特別融資」の取扱いを開始。
- 2022年 9月 平生支店、田布施支店、富田・福川支店、遠石支店、宮市支店、防府駅前支店、華城支店、光・室積支店の営業時間を変更し昼休み導入。
- 2023年 3月 当金庫が推薦した「防府市創業支援モデル構築等事業」に対し信金中央金庫が防府市へ1,000万円を寄附。
- 2024年 6月 兼森哲司 理事長就任、松原前理事長 非常勤相談役就任。

事業概況

当金庫はコンプライアンスとリスク管理を重視した業務運営を基本として、地域の皆様方との絆を深め、信頼・信用・期待に応えられる金融機関として、預金・貸出金の増強を図り、収益力の強化に取り組んで参ります。

●預金

個人においては物価高による家計貯蓄率の低下や、低金利環境の長期化による影響等で期首比39億円減少しました。法人においてはコロナ禍からの経済活動再開等により要求性預金が増加し期首比13億円増加しました。預金全体では期首比25億円減少の2,163億円となりました。

●貸出金

個人向け貸出は横這いで推移したものの、事業性貸出は積極的な融資に取り組んだ結果増加し、期首比30億円増加の972億円となりました。

●有価証券

新規投資においては安全性と収益性のバランスに配慮し、国債等債券を主体として購入を行いました。一方、満期償還及びポートフォリオの機動的な入替え等を実施した結果、期末残高は前期比で80百万円増加し702億円となりました。

●損益

貸出金残高の増加による資金運用収益の増加等を受け、金融機関の本来業務での収益力を示す業務純益は321百万円となり、経常利益310百万円を計上することができました。この結果、税引前当期純利益は309百万円となり、法人税等を考慮した結果302百万円の当期純利益となりました。

●出資金及び会員数

出資金の期末残高は758百万円となりました。また、会員数は19,953名となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
経常収益	3,049,864	千円	3,018,984	2,848,032	2,767,561	2,810,655
(又は経常損失(△))	312,864	千円	373,129	332,016	280,827	310,954
当期純利益	313,694	千円	264,596	266,990	263,459	302,196
(又は当期純損失(△))						
出資総額	801	百万円	799	785	772	758
出資総口数	1,603	千口	1,598	1,570	1,545	1,516
純資産額	9,460	百万円	9,920	8,823	6,924	6,797
総資産額	216,609	百万円	242,077	239,558	227,268	226,068
預金積金残高	204,876	百万円	221,812	219,984	218,851	216,338
貸出金残高	90,744	百万円	96,041	93,881	94,176	97,204
有価証券残高	70,658	百万円	74,019	72,479	70,141	70,221
単体自己資本比率	10.56	%	10.53	10.90	11.11	11.15
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	10	円	10	10	10	10
役員数	12	人	13	14	13	11
うち常勤役員数	7	人	7	8	7	6
職員数	236	人	235	229	219	222
会員数	20,740	人	20,632	20,407	20,216	19,953



法令等遵守(コンプライアンス)

当金庫は、地域金融機関として、その社会的使命と公共性を十分自覚し、金庫の経営の健全性を高め、お客様より一層信頼される金融機関となるために、法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス態勢の整備と強化に努めています。

1999年には、法令や社会的規範を遵守し、金庫経営に万全を期すことを目的として倫理憲章（2006年4月に「行動綱領」に改正）を制定いたしました。業務を遂行するに当たって遵守すべき法律・規則はもとより、倫理や社会的規範について役職員一人ひとりの意識向上につとめ、法令等遵守の浸透、徹底を図っています。

行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客様の利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

(従業員の人権の尊重等)

5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

(環境問題への取組み)

6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会貢献活動への取組み)

7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

(反社会的勢力との関係遮断)

8. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

●法令等遵守体制

コンプライアンスを実現するための具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定、統括部署を総合企画部に置き、各部・各営業店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を任命し、連携を図りながら研修等によりコンプライアンス意識の醸成に取り組んでいます。また、コンプライアンスを推進・実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定しています。

コンプライアンス運営体制として、「コンプライアンス・プログラム」の実施状況の把握やコンプライアンスに関する各種施策・課題を検討・協議し実効性を確保するために、「コンプライアンス委員会」を定期的で開催しています。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（2003年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（2013年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

● 「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策」に向けた取り組みについて

当金庫は、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策」を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、当該事項に関する「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、拡散金融対策基本方針」や「顧客受入方針」などの基本方針を定め取組強化を図っています。

また、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」(NRA)や警察庁が公表する「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」を基に、当金庫の営業地域等の特徴やリスク特性を勘案した上で、リスクを特定・評価し、これらのリスクに見合った低減策を実施するなど、有効性のある形で管理態勢を構築・維持できるように整備を進めています。



SNS投資詐欺被害を未然防止した華城支店へ防府警察署より感謝状が贈られました。
また、下松支店では、ロマンス詐欺被害を未然に防止いたしました。

● 内部統制システム構築に関する整備事項について

当金庫では、業務の適正を確保するための体制等として、以下の10項目の整備事項を理事会で定め、実践しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

● 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供および利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。また、対応結果に基づき改善措置・再発防止・未然防止を図っています。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

東山口信用金庫	総合企画部
住 所	: 防府市天神1-12-18
T E L	: 0835-23-2332
F A X	: 0835-23-2327
メールアドレス	: sougoukikaku@higashiyamaguchi-shinkin.co.jp
受付媒体	: 電話、F A X、eメール、手紙、面談
受付時間	: 電 話 9:00 ~ 17:00 (当庫営業日)
	: 面 談 9:00 ~ 15:00 (当庫営業日)
	: その他 終日

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

● 紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総合企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。現地調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用してテレビ会議システム等を用いて共同して紛争の解決にあたることもできます。また、移管調停の方法により、東京以外の弁護士会の仲裁センター等に案件を移管、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総合企画部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp>)をご覧ください。

リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展並びにコンピュータ技術の著しい進歩等により、金融業務の多様化・高度化が進展し、金融機関を取り巻くリスクは一層多様化・複雑化してきています。このような中において各種リスクを正確に把握・分析し、コントロールしながら経営の健全性を確保し、安定した業務運営を行っていくことが金融機関経営の重要な課題となっています。

当金庫ではリスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、統合的なリスク管理態勢の構築を目指し、常にリスク管理体制を整備・強化し、リスクを受容可能な水準に収め、「健全性の維持」と「収益力の強化」相互にバランスのとれた経営に取り組んでおります。

● リスク管理体制

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し当金庫が損失を被るリスクのことで、貸出資産の健全性を維持するため、小口多数化によるリスク分散や与信業務の基本指針等を明示した「クレジットポリシー」の遵守など、信用リスク管理の厳正化に努めております。
市場リスク	市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当金庫は「ALM委員会」を設置し、経済、金利の見通しなどを検討するなど資産・負債の総合管理に努めております。
流動性リスク	流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクからなり、市場流動性リスクとは、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことで、当金庫では、日次、週次、月次で資金繰り管理表を作成し、適切な資金管理に努めております。
オペレーショナルリスク	オペレーショナル・リスクとは内部プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスクで、当金庫は次の6つのリスクと定義しております。
事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクのことで、監査部による定例監査や事務部による臨店事務指導などによって事務水準の向上、事務処理の適正化に努めております。
システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスクのことで、当金庫は被災に備えてバックアップ体制を整備している一般社団法人しんきん共同センターのシステム利用や「コンティンジェンシープラン（コンピュータシステムの災害等の緊急時対応計画要綱）」の作成など万一の際の態勢強化に努めております。
法務リスク	法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害を被るリスクで、当金庫は法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築に努めております。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が生じるリスクで、当金庫の評判に影響を及ぼすと思われる情報の収集・分析など、適切な管理に努めております。
人的リスク	人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇等の問題）および差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じる損失・損害で、関連諸規程の整備及び適切な人事管理・人事運営に努めております。
有形固定資産リスク	災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害のことで、管理体制や連絡態勢の整備に努めております。

定性的開示事項

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	東山口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	758百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで利益の内部留保による資本の積上げ等により自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的指針等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの管理は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信構造（ポートフォリオ）管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行うとともにモンテカルロシミュレーションを活用して、信用リスクの計量化なども行っています。信用リスク管理の状況については、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については正常先、その他要注意先、要管理先について、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。但し、内航海運業に対する債権(船舶の建造または購入資金)のうち、貸出条件緩和を行った債権については、基準年度末の債権額の未保全額に対して特定貸倒引当金を計上しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先で一定条件を満たす先についてはDCF法で債権価値を判定し債権額との差額を計上し、それ以外の破綻懸念先は予想損失率を乗じて計上しています。実質破綻先及び破綻先について、担保及び保証による回収見込額を控除し、その残額の全額を計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

- ・格付投資情報センター
- ・日本格付研究所
- ・スタンダード&プアーズ
- ・ムーディーズ

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は融資に際して、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、融資判断において、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な担保としては自金庫預金積金等、不動産担保等、また保証には、信用保証協会保証、民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引（再証券化取引を含む。以下本項において同じ。）を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行うこととしております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されますが、「余資運用基準規程」及び「統合的リスク管理規程」等で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行うこととしております。

(2) 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを経理部において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行ったうえで判断することとしております。

また、保有する証券化エクスポージャーについては、経理部において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を適時に収集し、リスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理委員会は、経理部から報告を受けた内容を確認し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行い、常務会へ報告することとしております。

なお、再証券化エクスポージャーについても、証券化エクスポージャーと同様の対応を行うこととしております。

(3) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

(4) 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することとしております。

(5) 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ございません。

(6) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「余資運用基準規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正な処理を行っております。

(7) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下のとおりです。

なお、証券化エクスポージャーの種類ごとに使用する適格格付機関を分類はしておりません。

- ・ 格付投資情報センター
- ・ 日本格付研究所
- ・ スタンダード&プアーズ
- ・ ムーディーズ



●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では各リスク管理要領に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、事務リスク管理要領にリスク管理の手法と手続きを定め、本部・営業店一体となりその遵守の徹底を図り、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理要領に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、各項目について運用面の徹底を図り、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談に対する担当部署の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するとともに、複合的なリスクの分析を実施し、定期的に経営陣やリスク管理委員会へ報告しております。

一方、非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「余資運用基準規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスクとの関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しております。

当金庫では、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクは、資本配賦運営の枠組みの中で、市場リスクの一部として管理されております。特に、有価証券の金利リスクにおいては、残高、損失限度、VaR等に限度額を設定し、一定の範囲に抑えるよう月次で管理を行っております。市場リスクのミドル部門であるリスク管理委員会は、これらの遵守状況のモニタリングを通じて、市場リスクのみならず、金庫全体のリスクを総体的に把握し評価を行うとともに、リスク管理の状況を四半期ごとに常務会に報告しております。

有価証券の金利リスクは月末日を基準日として月次で、銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては、3・6・9・12月末日を基準日として四半期毎にリスク量を計測しております。なお、金利リスクを削減する際は、有価証券、預け金等の残高調整、金利更改期の期間調整で対応しており、金利スワップ等ヘッジ取引は行っておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

定量的事項で開示している銀行勘定の金利リスク（IRRBB）は、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ ΔEVE ）および金利収益変動（ ΔNII ）を示しております。

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.3年、最長の金利改定満期は5年、また、流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用

しております。なお、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮しておりません。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しておりますが、金利リスクの合算においては通貨間の相関等を考慮しておりません。また、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

Δ EVE、 Δ NIIに重大な影響を及ぼす内部モデルは使用しておりません。

重要性テスト（ Δ EVE/自己資本の額）の測定値は金利リスクの許容水準を認識するための重要な経営指標と捉えております。今後、リスク管理の高度化に取組み、収益性を維持しながら適正なリスクコントロールに努めてまいります。

(3) その他の金利リスク計測について

当金庫では、 Δ EVEおよび Δ NIIに加え、VaRおよび100BPVを計測しております。

VaRについては、「分散共分散法」を採用し、観測期間を5年、保有期間を3ヵ月、信頼区間を99%としております。これは、金利変動が正規分布にしたがうと仮定した場合に1%の確率で発生する現在価値の最大減少額を表しております。

また、100BPVについては、金利が100BP（1%）上昇時の現在価値の変動の大きさと方向を表しております。なお、行動オプション性の考慮については、VaRおよび100BPVともに Δ EVE計測と同様の内容としております。



定量的開示事項

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,426	9,698
うち、出資金及び資本剰余金の額	772	758
うち、利益剰余金の額	8,668	8,955
うち、外部流出予定額 (△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	179	145
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	179	145
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	14	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,619	9,844
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	12	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	12	13
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	143	163
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	156	177
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,463	9,666
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	80,637	82,242
資産 (オン・バランス) 項目	79,306	80,914
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	327	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	327	—
オフ・バランス取引等項目	1,230	1,212
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	80	84
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	20	31
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	4,475	4,437
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	85,113	86,679
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.11%	11.15%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	80,637	3,225	82,242	3,289
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	74,354	2,974	76,705	3,068
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	30	1	30	1
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	91	3	91	3
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	170	6	140	5
我が国の政府関係機関向け	123	4	81	3
地方三公社向け	58	2	58	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	15,002	600	14,069	562
法人等向け	22,025	881	21,547	861
中小企業等向け及び個人向け	20,796	831	21,065	842
抵当権付住宅ローン	2,734	109	2,683	107
不動産取得等事業向け	8,243	329	11,001	440
3ヵ月以上延滞等	592	23	477	19
取立未済手形	5	0	8	0
信用保証協会等による保証付	762	30	848	33
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	81	3	79	3
出資等のエクスポージャー	81	3	79	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,633	145	4,520	180
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,265	50	2,009	80
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,368	94	2,510	100
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,855	234	5,421	216
ルック・スルー方式	5,855	234	5,421	216
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	327	13	0	0
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	80	3	84	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	20	0	31	1
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,475	179	4,437	177
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	85,113	3,404	86,679	3,467

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法＞} \\ = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



自己資本の充実の状況等

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（地域別・業種別・残存期間別）

（単位：百万円）

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度			
	地域区分	業種区分	期間区分	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 内	201,972	202,600	94,344	97,376	44,407	46,147	-	-	659	580
国 外	11,433	11,741	-	-	11,402	11,708	-	-	-	-
地 域 別 合 計	213,405	214,342	94,344	97,376	55,809	57,856	-	-	659	580
製 造 業	12,480	12,933	4,573	4,225	7,895	8,695	-	-	44	40
農 業、林 業	80	64	80	64	-	-	-	-	-	-
漁 業	58	63	58	63	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	91	74	91	74	-	-	-	-	-	-
建 設 業	9,999	10,498	9,699	10,298	299	200	-	-	35	59
電気・ガス・熱供 給・水道業	7,294	7,147	1,985	2,037	5,298	5,097	-	-	-	-
情 報 通 信 業	785	518	165	132	501	300	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	6,135	6,021	2,865	2,752	3,255	3,253	-	-	3	3
卸 売 業、小 売 業	8,281	8,729	7,380	7,430	899	1,296	-	-	99	95
金 融 業、保 険 業	75,177	72,534	11,517	11,970	9,111	9,308	-	-	-	-
不 動 産 業	12,082	14,454	9,362	11,635	2,704	2,804	-	-	212	118
物 品 貸 貸 業	919	715	216	211	699	499	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	727	690	727	690	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	145	121	145	121	-	-	-	-	4	-
飲 食 業	2,373	2,108	2,373	2,108	-	-	-	-	75	57
生活関連サービ ス業、娯楽業	2,299	2,255	2,297	2,253	-	-	-	-	16	15
教育、学習支援業	753	703	753	703	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	4,108	4,890	4,108	4,890	-	-	-	-	96	117
その他のサービス	2,203	2,556	2,173	2,526	30	30	-	-	2	1
国・地方公共団体等	37,997	37,872	8,963	8,568	25,114	26,369	-	-	-	-
個 人	24,802	24,617	24,802	24,617	-	-	-	-	68	69
そ の 他	4,857	4,770	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	213,656	214,342	94,344	97,376	55,809	57,856	-	-	659	580
1 年 以 下	35,689	28,069	8,504	9,998	4,623	4,082	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	31,817	32,943	5,685	4,588	7,092	9,019	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	21,145	20,829	5,932	6,440	10,813	8,348	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	11,419	13,713	6,487	9,541	4,931	4,172	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	25,299	23,736	16,488	12,962	8,810	10,774	-	-	-	-
1 0 年 超	81,929	88,503	50,891	53,543	19,537	21,459	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	6,260	6,482	259	237	-	-	-	-	-	-
そ の 他	94	63	94	63	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	213,656	214,342	94,344	97,376	55,809	57,856	-	-	-	-

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記業種区分の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 4. 上記期間区分の「その他」は、裏付となる個々の残存期間を把握することが困難なエクスポージャーです。具体的には代理貸付等です。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種別区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	目的使用		その他		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	22	22	22	18	1	3	20	18	22	18	-	3
農 業、 林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	49	64	64	28	8	5	40	58	64	28	4	40
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	41	38	38	33	-	-	41	38	38	33	-	-
運 輸 業、 郵 便 業	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-
卸 売 業	50	46	46	40	-	-	50	46	46	40	-	3
小 売 業	56	44	44	49	10	2	46	42	44	49	-	10
金 融 業、 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	43	35	35	38	18	0	24	34	35	38	6	0
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	6	6	6	5	-	-	6	6	6	5	-	-
宿 泊 業	7	4	4	7	2	-	4	4	4	7	2	-
飲 食 業	57	56	56	42	6	-	51	56	56	42	0	-
生活関連サービス業、娯楽業	52	12	12	11	38	-	13	12	12	11	17	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療 ・ 福 祉	26	31	31	19	-	14	26	17	31	19	11	27
その他のサービス業	29	21	21	16	-	-	29	21	21	16	-	-
地 方 公 共 団 体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人（住宅・消費・納税資金等）	25	21	21	49	0	7	25	13	21	49	-	23
海外円借款、国内名義現地貸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	469	407	407	362	86	34	382	373	407	362	43	109

※1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 ※2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	36,029	-	36,708
10%	-	4,137	-	3,421
20%	3,097	71,876	3,897	69,033
35%	-	7,917	-	7,744
50%	17,266	139	17,769	129
75%	-	45,879	-	46,261
100%	2,205	24,748	1,601	27,483
150%	-	357	-	293
200%	-	-	-	-
250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	22,569	191,086	23,268	191,074

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。



●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,229	3,489	6,936	6,645	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、オリジネーター及び投資家としての証券化取引はございません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	109	109	107	107
非上場株式等	1,104	1,104	1,412	1,412
合計	1,214	1,214	1,519	1,519

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
売却益	0	—
売却損	—	3
償 却	5	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	57	55

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
評価損益	—	—

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	16,942	15,380
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

● 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,531	5,390	197	98
2	下方パラレルシフト	-	-	564	530
3	スティープ化	4,822	4,810		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,531	5,390	564	530
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,666		9,463	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

●とうしんトピックス

2023年度は、自治体や地域・業態を超えた金融機関と様々な分野で協働により地域活性化を図る目的とした地方創生に係わる取組みを下記の通り行いました。

■「新現役交流会」の開催

*2023年5月24日

信用金庫業界のネットワークの活用を図り亀有信用金庫（本店・東京）が主催する人材紹介イベント「新現役交流会」に参加いたしました。本交流会では、当金庫のお取引先事業者を対象として、人材不足・ノウハウ不足等の理由で事業拡大・組織強化に対する課題の解決につなげるために首都圏を中心とした大企業等OB人材（新現役人材）とのマッチング機会を提供しました。



「新現役交流会」のオンライン開催

■「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄附金を贈呈

*2023年7月19日

山口県が地方創生に係る取組みを推進するうちの「結婚・子育て支援に関すること」に係る「子育て支援事業」において、県内3信用金庫（東山口・萩山口・西中国）合同で「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」に対して寄附金を贈呈しました。



「やまぐち子ども・子育て応援ファンド」へ寄附金贈呈

■「事業承継個別相談会」の開催

*2023年11月14日、15日、16日

お取引先経営者の高齢化や後継者不在を背景に事業承継のニーズが増大していることに加え、ポストコロナ時代への対応や人手不足・物価高騰の影響により休廃業を決断する事業者が増えていくことが予想される中において、当金庫は円滑な事業承継を支援すべく「山口県しんきん事業承継パートナーシップ」に基づき山口県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して「事業承継個別相談会」を本店・周南支店・柳井支店の3会場で開催いたしました。



「事業承継個別相談会」の開催

■中小企業再生ファンド「ちいきみらい創造ファンド」の組成

当金庫は、ファンド運営会社みらいコンサルティング投資株式会社、業務委託先であるにしせと地域共創債権回収株式会社、および独立行政法人中小企業基盤整備機構を筆頭とする出資者が協働して設立した中小企業再生ファンド「ちいきみらい創造ファンド投資事業有限責任組合」へLP出資いたしました。中小企業者に対して企業の増強やニーズに応じた再生支援を行うことにより、地域経済の活性化や雇用の維持に貢献することを目指しております。

● 地域貢献

地域社会活性化のお手伝いとして、金融面にとどまらず文化的・社会的活動にも積極的に取り組み、地域との結びつきを大切にしています。

地域行事への参加

- ・防府天満宮御神幸祭、柳井まつり、徳山夏まつり、上関水軍まつり、周東食肉フェア、たぶせ桜まつり、サンフェスタ新南陽等の地域の行事に積極的に参加しております。

環境保護活動

- ・省エネルギーへの取り組みや清掃活動への取り組みを通じて、地域の環境保護活動に取り組んでおります。

文化活動

- ・各営業店のロビーで、イベントや地元の方々の様々な作品展を開催しております。

次世代の育成

- ・小学生、中学生、大学生の職場体験学習・職場訪問を積極的に受入れ、次世代の金融教育に取り組んでいます。

福祉活動

- ・毎年6月15日の「信用金庫の日」には、当金庫の従業員のほか、お客様にもご協力をいただいて「献血活動」を行っております。

■ 地域行事への参加



徳山夏まつり



防府天満宮御神幸祭

■ 環境保護活動への取り組み



新入職員による駅前清掃

■ 福祉活動



信用金庫の日の献血活動

■文化活動 ロビー展



カブトムシ・クワガタ展 (本店)



小さいサンタからの贈り物 (下松支店)



きんこう第二保育園 園児作品展 (中関支店)



鞠生幼稚園 版画展 (中関支店)

■次世代の金融教育への取組



中学生職場体験



インターンシップ



中小企業の経営課題解決及び地域の活性化のための取組みの状況

● 中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫は地域に根ざした協同組織の地域金融機関として、「円滑なる金融サービスにより、地域産業経済の発展と振興および地域住民の生活向上に寄与する」ことを経営理念とし、ポストコロナ時代への対応において中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に資金供給するにとどまらず、地元企業の育成、振興及び課題解決に向けた取組み等、幅広い支援を継続・実践してまいります。

2013年3月31日に「中小企業金融円滑化法」の期限が到来しましたが、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰の影響を受けて地元企業が苦境に立たされており、当金庫としてはこれまで以上にコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様へのきめ細かな伴走支援に取組むとともに、外部専門家や外部機関等との連携強化を図り、お客様の立場に立った最適なソリューションを提案し、事業価値向上や経営課題解決等に向けた取組みを積極的に行い、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

● 中小企業の経営支援に関する態勢整備

金融円滑化管理に関する組織体制、権限及び役割、方法等を定めることによって、適切なリスク管理体制の下、関係金融機関及び外部機関等との連携を十分に図りながら、金融仲介機能・コンサルティング機能を積極的に発揮していくことを目的とした「金融円滑化管理規程」を制定しています。

組織体制として、金融円滑化管理全般を統括するため金融円滑化管理部門（融資部）を設け、金融円滑化管理責任者を融資部長とし、営業店においては、店長を金融円滑化対応責任者、営業担当役席を金融円滑化対応相談窓口の責任者としています。

● 中小企業の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開業の支援

- ① 中小企業等経営強化法に基づく、経営革新等支援機関の認定（以下、認定支援機関という）を受け、創業支援等の相談に応じています。
- ② 創業支援専用商品の「とうしんサポートローン」や山口県中小企業制度融資である創業等応援資金などを活用して、創業及び新分野へ進出される方の支援を行っています。
- ③ 防府市と創業支援個別協定を締結し、地場産業の維持や雇用の拡大の実績を図っています。
- ④ 創業者のニーズにワンストップで対応するため、協調融資等日本政策金融公庫と創業分野の連携を行っています。
- ⑤ 日本政策金融公庫との連携商品「とうしん女性起業家ローン」により女性起業家を資金面から応援しています。
- ⑥ 山口県信用金庫協会加盟信用金庫（東山口・萩山口・西中国）と山口県は「地方創生に係る包括連携に関する協定」に基づき、「山口県創業チャレンジ助成金」を創設し、山口県内の創業・移住創業・継業を積極的に支援しています。

【取組実績】

主な取組実績	2022年度実績		2023年度実績	
	件数	金額	件数	金額
創業（起業化）・新事業支援融資	56件	386百万円	38件	176百万円

(2) 成長段階における支援

- ① ポストコロナ時代への対応が加速する中、取引先企業の販路拡大・売上増加支援を目的とした「山口県しんきん合同ビジネスフェア」等の開催を中止としましたが、新たな支援策として関連機関が提供するWebサイトの活用（取引先の出店）を積極的に取り組みました。

* 主なWebサイトとして、信金中央金庫が事務局を務めるビジネスマッチングサイト「しんきんコネクト」や日本フルハップ主催の「ふるさとほっぴー市場」には、多くのお取引様に出店いただいております。

- ② 不動産担保・個人保証に過度に依存しない事業性融資商品として「ステップ」、「ジャンプアップ」及び「これ・ええねえー」の推進を図っています。



【取組実績】

実績	主な取組商品	2023年3月末残高		2024年3月末残高	
	事業者カードローンステップ	36件	88百万円	39件	91百万円
無担保・無保証ローンジャンプアップ	2件	9百万円	3件	11百万円	
無担保・無保証ローンこれ・ええねえー	13件	19百万円	14件	24百万円	

(3) 事業承継・経営改善・事業再生等の支援

- ①山口県事業承継・引継ぎ支援センターや信用保証協会と連携して経営者保証を不要とした「事業承継特別保証」を積極的に活用して円滑な事業承継に向けた取組みを行っています。
- ②認定支援機関として、信用保証協会と連携して「返済負担軽減借換等特別資金」を積極的に活用し、経営改善・事業再生に向けた資金供給を行っています。
- ③他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携を図り、経営改善・事業再生等の支援を行っています。

(外部連携機関)

- ・山口県よろず支援拠点
- ・山口県中小企業活性化協議会
- ・山口県事業承継・引継ぎ支援センター
- ・山口県プロフェッショナル人材戦略拠点
- ・経済産業省（中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業）
- ・山口県中小企業支援ネットワーク（やまぐちサポート会議）
- ・山口県信用保証協会
- ・信金中央金庫
- ・信金キャピタル(株)
- ・(株)地域経済活性化支援機構
- ・みらいコンサルティング投資(株)
- ・中小企業基盤整備機構
- ・TKC中国会
- ・山口県中小企業診断協会
- ・経営コンサルタントや税理士など外部専門家

経営改善支援の取組み実績

【2023年4月～2024年3月】

期初 債務者数	うち 経営改善支援 取組み先数	α のうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数	α のうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	α のうち再生 計画を策定し ている全ての 先数	経営改善 支援取組 み率	ランクア ップ率	再生計画 策定率
		β	γ	δ			
A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
2,041先	16先	0先	16先	8先	0.78%	0.00%	50.00%

- (注) ・ 期初債務者数及び債務者区分は2023年4月1日時点で整理。
 ・ 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
 ・ 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・ δ には金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業支援協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構へ東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。

- ④ 中小企業診断士、農業経営アドバイザーおよび動産評価アドバイザーの配置について
 地域金融機関として中小企業・小規模事業者の多様化するニーズや成長分野への支援に対応するため、中小企業診断士、農業経営アドバイザーおよび動産評価アドバイザーの資格取得に積極的に取組み、中小企業診断士を営業店1名、農業経営アドバイザーを営業店2名、本部1名、また、動産評価アドバイザーを本部2名配置しております。中小企業診断士やアドバイザーが中心となって農業分野への支援や「6次産業化」への積極的な取組みを推進するとともに、新たな融資手法に取組むことで地域経済の活性化や金融円滑化に貢献してまいります。

●地域の活性化に関する取組み状況

「地方創生支援委員会」の設置について

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方公共団体に求められている「地方版総合戦略」の推進を支援するための「地方創生支援委員会」を設置し、積極的に参画することで地域経済の発展に貢献しております。

経営者保証に関する取組方針

2023年5月31日

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ①お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ②上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ③経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上



お客様本位の業務運営に関する取組方針

2018年4月25日

当金庫は、お客様目線での安心できる安定的な資産形成・資産運用のサポートを行うため、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を制定いたしました。全職員がこの方針に基づき、お客様に寄り添った最適な金融サービスに取組んでまいります。

また、より良い業務運営を実現するために、本方針について定期的に取り組状況を検証し、見直しを行います。

1. お客様のご意向と実情に沿った金融商品・サービスの提供

お客様のニーズや知識、保有資産、お取引経験などを踏まえながら、ライフステージやライフプランに沿った、安心できる安定的な金融商品・サービスをご提供します。

アクションプラン

- ・資産運用商品として、主に各種保険商品を取り扱っておりますが、お客様のニーズや目的にお応えするため、リスクや手数料の透明性を十分に検討し、定期的に商品ラインナップの見直しを行います。
- ・お客様の利益が不当に損なわれることのないよう「利益相反管理方針」にもとづき対応します。

2. お客様に分かりやすい重要な情報提供

商品のご提案にあたっては、商品や手数料に関する内容、注意喚起情報など重要な情報を分かりやすくご説明します。

アクションプラン

- ・お客様に最適な商品をお選び頂けるよう、パンフレット等を活用し、メリットのみを強調せず、デメリットも含めた具体的な情報を丁寧にご説明します。
- ・お客様にご負担いただく手数料等費用がある場合は、分かりやすくご説明し、透明性の確保に努めます。
- ・商品のご契約後においては、アフターフォローを通じて、お客様からの問い合わせや相談などに対し、お客様の立場に立ったきめ細やかな対応を行います。

3. お客様本位の業務運営に向けた態勢整備

お客様本位の業務運営を実践するために教育体系や業績評価の見直しを行い、人材の育成を図ります。

アクションプラン

- ・専門知識の習得やコンサルティング能力向上のための職員研修の実施に取り組みます。
- ・倫理観を高めるための幅広いコンプライアンス研修の充実を図ります。
- ・偏った金融商品の提案を行わないように、お客様取引の拡大などを重視した業績評価を整備します。

以上



資料編

貸借対照表	32 ~ 36
損益計算書	37
剰余金処分計算書	38
会計監査人による監査	38
財務諸表の適正性等の確認	38
営業報告	39 ~ 45
退職給付会計	46
役職員報酬体系	47
主要な事業の内容	48 ~ 52
業務のご案内	53 ~ 55
CD / ATM営業案内	56
開示事項一覧	57

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第32期 2023年3月31日現在	第33期 2024年3月31日現在
(資産の部)		
現 金	2,300	2,257
預け金	49,201	44,580
買入手形	-	-
コールローン	-	-
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	8,139	8,107
金銭の信託	0	0
商品有価証券	-	-
商品国債	-	-
商品地方債	-	-
商品政府保証債	-	-
その他の商品有価証券	-	-
有価証券	70,141	70,221
国債	6,856	7,697
地方債	10,366	11,860
短期社債	-	-
社債	26,199	24,925
株式	49	49
その他の証券	26,668	25,688
貸出金	94,176	97,204
割引手形	478	466
手形貸付	4,944	5,879
証書貸付	86,670	88,898
当座貸越	2,083	1,959
外国為替	-	-
外国他店預け	-	-
外国他店貸	-	-
買入外国為替	-	-
取立外国為替	-	-
その他資産	1,393	1,780
未決済為替貸	25	44
信金中金出資金	1,021	1,331
前払費用	18	14
未収収益	232	283
先物取引差入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
保管有価証券等	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等差入担保金	-	-
リース投資資産	-	-
その他の資産	94	106
有形固定資産	2,252	2,183
建物	867	849
土地	989	988
リース資産	60	31
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	336	314
無形固定資産	12	13
ソフトウェア	9	10
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	3	3
前払年金費用	143	163
繰延税金資産	-	-
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	95	64
貸倒引当金	△589	△509
(うち個別貸倒引当金)	(△410)	(△363)
資産の部合計	227,268	226,068

(単位：百万円)

科 目	第32期 2023年3月31日現在	第33期 2024年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	218,851	216,338
当座預金	2,039	2,147
普通預金	103,972	106,898
貯蓄預金	636	662
通知預金	209	208
定期預金	103,804	98,893
定期積金	7,163	6,740
その他の預金	1,025	786
譲渡性預金	-	-
借入金	340	1,780
借入金	340	280
当座借越	-	1,500
再割引手形	-	-
売渡手形	-	-
コールマネー	-	-
売現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマースナル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
外国他店預り	-	-
外国他店借	-	-
売渡外国為替	-	-
未払外国為替	-	-
その他負債	628	658
未決済為替借	45	94
未払費用	78	104
給付補填備金	10	9
未払法人税等	1	1
前受収益	38	42
払戻未済金	13	14
払戻未済持分	0	1
職員預り金	321	306
先物取引受入証拠金	-	-
先物取引差金勘定	-	-
借入商品債券	-	-
借入有価証券	-	-
売付商品債券	-	-
売付債券	-	-
金融派生商品	-	-
金融商品等受入担保金	-	-
リース債務	60	31
資産除去債務	24	24
その他の負債	33	27
賞与引当金	77	78
役員賞与引当金	-	-
退職給付引当金	-	-
役員退職慰労引当金	180	182
睡眠預金払戻損失引当金	9	7
偶発損失引当金	19	18
特別法上の引当金	-	-
繰延税金負債	44	46
再評価に係る繰延税金負債	97	97
債務保証	95	64
負債の部合計	220,343	219,271
(純資産の部)		
出資金	772	758
普通出資金	772	758
優先出資金	-	-
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
資本準備金	-	-
その他資本剰余金	-	-
利益剰余金	8,668	8,955
利益準備金	854	854
その他利益剰余金	7,814	8,100
特別積立金	7,400	7,600
(体質強化積立金)	(-)	(-)
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	414	500
処分未済持分	△0	△0
自己優先出資	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	9,441	9,713
その他有価証券評価差額金	△2,746	△3,145
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	229	229
評価・換算差額等合計	△2,516	△2,916
純資産の部合計	6,924	6,797
負債及び純資産の部合計	227,268	226,068

●注記事項
●貸借対照表に関する注記 (第33期 2023年度)

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 注2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- 注3. その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 注4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。
- 注5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 注6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については当該キャッシュ・フローを貸出当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。また、当該大口債務者以外の債務者に対する債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。ただし、内航海運業のその他要注先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船舶、返済実績などを考慮して必要と認められる額を計上しております。その金額は72百万円です。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。ただし、内航海運業のその他要注先債権のうち、当金庫の基準に該当した債権については、個別に船舶、返済実績などを考慮して必要と認められる額を計上しております。その金額は72百万円です。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,629百万円です。
- 注7. 貸倒引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 注8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準による方法により計上しております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
- 過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 1,770,192百万円 |
| と最低責任準備金の額との合計額 | △89,255百万円 |
| 差引額 | |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和5年3月31日現在) 0.1765%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 注9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 注10. 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 注11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 注12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内因が替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫に係る固定利用料については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 注13. 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、課税方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 注14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 貸倒引当金 | 509百万円 |
|-------|--------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 注15. 有形固定資産の減価償却累計額4,157百万円
- 注16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、現金自動預金支払機、電話設備、端末機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 注17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 784百万円 |
| 危険債権額 | 1,016百万円 |
| 要管理債権額 | 536百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 3百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 532百万円 |
| 小計額 | 2,336百万円 |
| 正常債権額 | 95,124百万円 |
| 合計額 | 97,461百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 注18. ローン・パーティシペーションで、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(平成26年11月28日)に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、12百万円です。
- 注19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は466百万円です。
- 注20. 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る貸出金利息については、入金があった時点で収益計上しております。令和6年3月31日時点における未取利息の金額は5百万円です。
- 注21. 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 440百万円 |
| 預け金 | 7,000百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 別段預金(歳入代理店) | 86百万円 |
| 借入金 | 1,780百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金10,007百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれております。
- 注22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成13年12月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 329百万円
- 注23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は80百万円です。
- 注24. 出資1口当たりの純資産額4,483円166銭
- 注25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理要領及び融資事務取扱要領等に依り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による重点管理先会議、常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
統合的リスク管理規程及び市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会及びリスク管理委員会で検討のうえ常務会に定期的に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、市場リスク管理要領に基づき管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。
このうち、経理部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」及び「預金」等の市場リスク量をVaRにより計測し、取得したリスク量が限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年）によって算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,606百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	44,580	44,295	△285
(2) 買入金銭債権	8,107	7,197	△909
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,374	4,293	△80
その他有価証券（*1）	65,770	65,770	-
(4) 貸出金（*2）	97,204		
貸倒引当金（*3）	△501		
	96,703	96,399	△303
金融資産計	219,535	217,956	△1,579
(1) 預金積金	216,338	216,403	65
(2) 借入金	1,780	1,790	10
金融負債計	218,118	218,194	76

（*1）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
自金庫保証付私債は、将来キャッシュ・フローを市場金利（TONASWAP）で割り引いた現在価値を算出後、貸倒引当金相当額を差し引いた金額を時価としております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金合計額を市場金利（TONASWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	49
信金中金出資金（*1）	1,331
組合出資金（*2）	27
合 計	1,408

（*1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*）	13,580	25,000	-	6,000
買入金銭債権	558	49	-	7,500
有価証券				
満期保有目的の債券	60	241	2,801	1,273
その他有価証券のうち満期があるもの	4,022	17,041	12,163	20,253
貸出金（*）	16,604	27,399	18,904	31,539
合 計	34,825	69,731	33,869	66,565

（*）預け金のうち要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	188,998	26,942	10	387
借入金	1,560	220	-	-
合計	190,558	27,162	10	387

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
 27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	297	298	1
	社債	200	201	1
	その他	—	—	—
	小計	497	500	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	699	661	△38
	地方債	1,477	1,456	△20
	社債	1,400	1,382	△17
	その他	300	293	△6
	小計	3,876	3,793	△83
合計	4,374	4,293	△80	

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	8,122	8,042	80
	国債	625	602	23
	地方債	2,268	2,256	11
	社債	5,228	5,182	45
	その他	6,448	5,904	543
	小計	14,570	13,946	623
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	32,286	34,031	△1,744
	国債	6,371	7,055	△683
	地方債	7,817	8,068	△251
	社債	18,097	18,907	△810
	その他	18,912	20,936	△2,023
	小計	51,199	54,967	△3,768
合計	65,770	68,914	△3,144	

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	399	0	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	399	0	1
その他	414	41	3
合計	814	41	4

29. 減損処理を行った有価証券

有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ございません。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に対し50%以上下落している状態にあること、または30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

30. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,737百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが3,394百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注1)	172百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	100百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	278百万円
減価償却損金算入限度超過額	51百万円
役員退職慰労引当金	50百万円
未取利息不計上	23百万円
減損損失	40百万円
その他	5百万円
繰延税金資産小計	723百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△172百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△551百万円
評価性引当額小計	△723百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1百万円
前払年金費用	45百万円
繰延税金負債合計	46百万円
繰延税金負債の純額	46百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
 当事業年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(*1)	14	19	—	—	137	172
評価性引当金	△14	△19	—	—	△137	△172
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。
 32. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	5百万円
契約負債	0百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第32期		第33期	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	2,767,561	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2,810,655
経常収益		2,767,561		2,810,655
資金運用収益		2,335,839		2,372,605
貸出金利息		1,555,640		1,634,396
預け金利息		110,053		146,226
買入手形利息		-		-
コールローン利息		-		-
買現先利息		-		-
債券貸借取引受入利息		-		-
有価証券利息配当金		603,158		524,897
金利スワップ受入利息		-		-
その他の受入利息		66,986		67,085
役務取引等収益		233,342		241,361
受入為替手数料		89,920		88,040
その他の役務収益		143,421		153,321
その他業務収益		67,550		72,351
外国為替売買益		-		-
商品有価証券売却益		-		-
国債等債券売却益		51,548		41,374
国債等債券償還益		-		-
金融派生商品収益		3,760		9,460
その他の業務収益		12,242		21,517
その他経常収益		130,829		124,337
貸倒引当金戻入益		60,015		45,157
償却債権取立益		57,369		68,694
株式等売却益		84		-
金銭の信託運用益		-		-
その他の経常収益		13,359		10,485
経常費用		2,486,733		2,499,701
資金調達費用		36,323		37,944
預金利息		21,799		24,468
給付補償金繰入額		6,532		6,524
譲渡性預金利息		-		-
借入金利息		6,371		5,381
売渡手形利息		-		-
コールマネー利息		-		-
売現先利息		-		-
債券貸借取引支払利息		-		-
コマース・ペーパー利息		-		-
金利スワップ支払利息		-		-
その他の支払利息		1,620		1,569
役務取引等費用		244,174		248,588
支払為替手数料		24,139		24,265
その他の役務費用		220,035		224,323
その他業務費用		1,353		3,698
外国為替売買損		-		-
商品有価証券売却損		-		-
国債等債券売却損		-		1,176
国債等債券償還損		-		-
国債等債券償却		-		-
金融派生商品費用		-		-
その他の業務費用		1,353		2,522
経費		2,124,896		2,095,122
人件費		1,379,821		1,347,481
物件費		671,405		675,044
税金		73,668		72,596
その他経常費用		79,985		114,347
貸倒引当金繰入額		-		-
貸出金償却		43,350		76,397
株式等売却損		-		3,016
株式等償却		5,401		-
金銭の信託運用損		-		-
その他資産償却		10,813		11,146
その他の経常費用		20,419		23,786
経常利益 (又は経常損失)		280,827		310,954
特別利益		-		593
固定資産処分益		-		-
負ののれん発生益		-		-
金融商品取引責任準備金取崩額		-		-
その他の特別利益		-		593
特別損失		5,984		1,799
固定資産処分損		5,075		960
減損損失		909		839
金融商品取引責任準備金繰入額		-		-
その他の特別損失		-		-
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		274,843		309,748
法人税、住民税及び事業税		1,984		1,989
法人税等調整額		9,399		5,562
法人税等合計		11,383		7,552
当期純利益 (又は当期純損失)		263,459		302,196
繰越金 (当期期首残高)		150,636		198,647
土地再評価差額金取崩額		-		-
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)		414,096		500,843

●損益計算書に関する注記 (第33期 2023年度)

注1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

注2. 出資1口当たり当期純利益金額197円53銭

注3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、232,620千円であります。

注4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

注5. その他の経常費用には責任共有制度負担金21,317千円及び債権売却損2,469千円を含んでおります。

注6. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (千円)
岩国市	営業用店舗1ヵ所	事業用不動産	839

営業用店舗については、営業店(相互補完性のある営業店グループは当該グループ単位)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグループの最小単位としております。遊休資産は、各資産をグループの最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期において、収益性の低下によるキャッシュ・フローの減少及び継続的な地価の下落等により営業用店舗1ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額(「不動産鑑定評価額」に基づき算出)であります。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第32期		第33期	
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日		自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)		414,096,159		500,843,363
積立金取崩額		-		-
剰余金処分額		215,448,866		315,164,587
利益準備金		-		-
普通出資に対する配当金	(年2%)	15,448,866	(年2%)	15,164,587
優先出資に対する配当金	(年-%)	-	(年-%)	-
事業の利用分量に対する配当金	(-円につき-%の割合)	-	(-円につき-%の割合)	-
特別積立金		200,000,000		300,000,000
繰越金 (当期末残高)		198,647,293		185,678,776

会計監査人による監査

2023年6月19日開催の第33回通常総代会及び、2024年6月19日開催の第34回通常総代会で報告を行った2022年度及び2023年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性等の確認

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。) 並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月20日

東山口信用金庫

理事長 



● 業務粗利益

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
資金運用収支	2,299,515	2,334,661
資金運用収益	2,335,839	2,372,605
資金調達費用	36,323	37,944
役務取引等収支	△ 10,832	△ 7,227
役務取引等収益	233,342	241,361
役務取引等費用	244,174	248,588
その他の業務収支	66,196	68,652
その他業務収益	67,550	72,351
その他業務費用	1,353	3,698
業務粗利益	2,354,879	2,396,085
業務粗利益率	1.00%	1.04%

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(2022年度 0千円、2023年度 0千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

● 業務純益

(単位：千円)

	2022年度	2023年度
業務純益	239,951	321,248
実質業務純益	239,951	321,248
コア業務純益	188,402	281,051
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	243,432	414,206

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 利益率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
総資産経常利益率	0.11	0.13
総資産当期純利益率	0.10	0.12

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

● 資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資金運用勘定	235,063	229,578	2,335,839	2,372,605	0.99	1.03
うち貸出金	94,374	95,844	1,555,640	1,634,396	1.64	1.70
うち預け金	58,228	50,598	110,053	146,226	0.18	0.28
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	73,284	73,990	603,158	524,897	0.82	0.70
資金調達勘定	229,458	223,779	36,323	37,944	0.01	0.01
うち預金積金	225,162	223,134	28,331	30,993	0.01	0.01
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	3,972	331	6,371	5,381	0.16	1.62

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度 93百万円、2023年度 93百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2022年度 0百万円、2023年度 0百万円)及び利息(2022年度 0千円、2023年度 0千円)をそれぞれ控除して表示しております。

●利鞘

(単位：%)

	2022年度	2023年度
資金運用利回	0.99	1.03
資金調達原価率	0.93	0.94
総資金利鞘	0.06	0.09

●受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△ 57,572	△ 28,348	△ 85,920	△ 54,501	91,267	36,766
うち貸出金	△ 19,118	5,847	△ 13,271	24,492	54,263	78,756
うち預け金	△ 7,968	46,326	38,357	△ 14,420	50,593	36,173
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	12,884	△ 136,629	△ 123,745	5,007	△ 83,268	△ 78,261
支払利息	△ 1,006	△ 7,747	△ 8,754	△ 899	2,519	1,620
うち預金積金	△ 144	△ 7,569	△ 7,714	△ 255	2,916	2,661
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	△ 4,153	3,112	△ 1,040	△ 5,839	4,850	△ 989

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しております。

●預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
流動性預金	110,770	113,594
うち有利息預金	99,743	101,791
定期性預金	113,712	108,834
うち固定金利定期預金	106,168	101,604
うち変動金利定期預金	303	288
その他	678	705
計	225,162	223,134
譲渡性預金	-	-
合計	225,162	223,134

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
定期預金	103,804	98,893
固定金利定期預金	103,498	98,615
変動金利定期預金	301	274
その他	4	4

●貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
手形貸付	4,581	5,820
証書貸付	87,139	87,513
当座貸越	2,044	2,073
割引手形	607	436
合 計	94,374	95,844

●貸出金残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
貸出金	94,176	97,204
変動金利	43,829	45,891
固定金利	50,346	51,313

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	1,125	1,170
有価証券	50	139
動産	—	—
不動産	15,863	17,313
その他の他	—	—
計	17,039	18,623
信用保証協会・信用保険	26,516	27,067
保証	13,976	13,732
信用	36,643	37,781
合 計	94,176	97,204

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
当金庫預金積金	17	17
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	25	20
その他の他	—	—
計	42	37
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	52	26
合 計	95	64

●貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	42,354	44.97%	45,258	46.56%
運転資金	51,821	55.03%	51,946	53.44%
合計	94,176	100.00%	97,204	100.00%

●貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円)

業種区分	2022年度			2023年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	132	4,434	4.70%	123	4,095	4.21%
農業、林業	6	70	0.07%	4	59	0.06%
漁業	4	34	0.03%	5	39	0.04%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	91	0.09%	3	74	0.07%
建設業	557	8,136	8.63%	544	8,663	8.91%
電気・ガス・熱供給・水道業	29	1,920	2.03%	28	1,926	1.98%
情報通信業	11	163	0.17%	11	131	0.13%
運輸業、郵便業	50	2,834	3.00%	43	2,720	2.79%
卸売業、小売業	390	6,980	7.41%	370	7,052	7.25%
金融業、保険業	26	11,449	12.15%	24	11,922	12.26%
不動産業	187	9,119	9.68%	213	11,330	11.65%
物品賃貸業	13	214	0.22%	15	209	0.21%
学術研究、専門・技術サービス業	54	500	0.53%	61	483	0.49%
宿泊業	14	144	0.15%	13	121	0.12%
飲食業	186	2,096	2.22%	193	1,836	1.88%
生活関連サービス業、娯楽業	151	1,706	1.81%	151	1,582	1.62%
教育、学習支援業	22	733	0.77%	20	673	0.69%
医療、福祉	97	3,869	4.10%	104	4,659	4.79%
その他のサービス業	107	1,908	2.02%	113	2,265	2.33%
小計	2,041	56,409	59.89%	2,038	59,848	61.56%
地方公共団体	18	8,954	9.50%	18	8,558	8.80%
個人	6,287	28,812	30.59%	6,057	28,798	29.62%
合計	8,346	94,176	100.00%	8,113	97,204	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●預貸率

	2022年度	2023年度
期末預貸率	43.03%	44.93%
期中平均預貸率	41.91%	42.95%

(注)
$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●貸出金償却

(単位：千円)

項目	2022年度	2023年度
貸出金償却	43,350	77,233

●貸倒引当金

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	263	179	—	263	179
	2023年度	179	145	—	179	145
個別貸倒引当金	2022年度	472	410	86	385	410
	2023年度	410	363	35	375	363
合計	2022年度	736	589	86	649	589
	2023年度	589	509	35	554	509

●信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証 等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
	2023年度	2,336	1,686	1,308	378	72.18%	36.78%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度	795	795	625	170	100.00%	100.00%
	2023年度	784	784	594	190	100.00%	100.00%
危険債権	2022年度	1,033	884	647	236	85.53%	61.30%
	2023年度	1,016	857	685	172	84.42%	52.17%
要管理債権	2022年度	513	49	30	18	9.61%	3.86%
	2023年度	536	44	28	15	8.27%	3.06%
正常債権	2022年度	92,088					
	2023年度	95,124					
合計	2022年度	94,431					
	2023年度	97,461					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）です。

● 有価証券の種類別の残存期間別の残高

2022年度 (単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	420	-	-	219	6,216	-	6,856
地 方 債	1,683	1,509	1,719	500	2,360	2,593	-	10,366
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	2,950	2,995	7,092	1,592	4,639	6,928	-	26,199
株 式	-	-	-	-	-	-	49	49
外 国 証 券	-	2,179	1,978	2,690	1,435	2,724	3,890	14,899
その他の証券	450	1,451	2,765	1,387	1,875	576	3,262	11,769

2023年度 (単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	411	-	214	-	7,071	-	7,697
地 方 債	654	2,433	946	731	3,602	3,491	-	11,860
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	2,223	3,758	4,369	2,166	5,620	6,786	-	24,925
株 式	-	-	-	-	-	-	49	49
外 国 証 券	1,199	2,384	2,948	996	1,353	2,490	4,011	15,384
その他の証券	-	2,888	2,004	1,411	929	229	2,839	10,303

● 商品有価証券の種類別の平均残高

該当ございません。

● 有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度
国 債	6,788	7,972
地 方 債	10,601	11,630
短 期 社 債	-	-
社 債	26,881	26,406
株 式	55	49
外 国 証 券	15,726	15,807
そ の 他 の 証 券	13,231	12,124
合 計	73,284	73,990

● 預証率

(単位：%)

	2022年度	2023年度
期 末 預 証 率	32.04	32.45
期 中 平 均 預 証 率	32.54	33.15

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

● 有価証券時価情報

1. 売買目的有価証券

該当ございません。

2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	297	298	1
	社 債	—	—	—	200	201	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	497	500	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	699	661	△ 38
	地 方 債	—	—	—	1,477	1,456	△ 20
	社 債	—	—	—	1,400	1,382	△ 17
	そ の 他	—	—	—	300	293	△ 6
	小 計	—	—	—	3,876	3,793	△ 83
合 計	—	—	—	4,374	4,293	△ 80	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	13,347	13,181	165	8,122	8,042	80
	国 債	1,147	1,089	57	625	602	23
	地 方 債	4,317	4,289	27	2,268	2,256	11
	社 債	7,882	7,802	80	5,228	5,182	45
	そ の 他	6,048	5,525	522	6,448	5,904	543
	小 計	19,395	18,707	687	14,570	13,946	623
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	30,076	31,225	△ 1,149	32,286	34,031	△ 1,744
	国 債	5,708	6,087	△ 378	6,371	7,055	△ 683
	地 方 債	6,049	6,211	△ 162	7,817	8,068	△ 251
	社 債	18,317	18,925	△ 608	18,097	18,907	△ 810
	そ の 他	20,590	22,880	△ 2,289	18,912	20,936	△ 2,023
	小 計	50,667	54,105	△ 3,438	51,199	54,967	△ 3,768
合 計	70,062	72,813	△ 2,750	65,770	68,914	△ 3,144	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	取得原価	貸借対照表計上額	取得原価
非上場株式	49	—	49	—
組合出資金	29	—	27	—
私募投資信託 (REIT)	—	—	—	—
合計	79	—	76	—

● 金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3. その他の金銭の信託

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	2022年度				2023年度			
	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
0	0	0	0	—	0	0	0	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

● デリバティブ取引の状況

金利関連取引・通貨関連取引・株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ございません。

退職給付会計

1. 採用している退職給付制度の概要

当金庫は、退職給付制度として確定給付型企业年金制度を採用しております。

また、これとは別に総合設立型の基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2022年度	2023年度
退職給付債務 (A)	1,352,319	1,329,162
年金資産 (B)	1,422,182	1,582,265
前払年金費用 (C)	△143,810	△163,921
未認識過去勤務費用 (D)	—	—
未認識数理計算上の差異 (E)	△73,948	△89,182
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)	—	—
退職給付引当金 (A - B - C - D - E - F)	—	—

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	2022年度	2023年度
勤務費用 (A)	148,617	144,652
利息費用 (B)	9,362	9,439
期待運用収益 (C)	△27,273	△26,310
過去勤務費用の費用処理額 (D)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	△12,282	624
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他 (臨時に支払った割増退職金等) (G)	—	—
退職給付費用 (A + B + C + D + E + F + G)	118,422	128,405

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	2022年度	2023年度
(1) 割引率	0.69%	0.69%
(2) 長期期待運用収益率	1.85%	1.85%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	一年	

役員報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の算定方法を内規で定めております。

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	91

(注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は5名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」84百万円、「賞与」7百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（2012年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2023年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主な事業内容

預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取扱っております。

貸出業務

- (1) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- (2) 手形の割引
商業手形等の割引を取扱っております。

有価証券 投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

内国為替 業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

附帯業務

- 代理業務
 - ・日本銀行歳入代理店
 - ・地方公共団体の公金収納代理業務
 - ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構、福祉医療機構等の代理業務
- 貸金庫業務
- 債務の保証
- 国債等公共債の窓口販売
- 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
- 信託代理店業務
- 個人型確定拠出年金業務
- 電子債権記録業に係る業務



主要な事業の内容

■ご預金

商品名	特 徴	お預入れ期間	お預入れ金額
当 座 預 金	商取引に必要、便利な手形・小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
普 通 預 金	給与・年金・配当金のお受取り、公共料金・各種クレジットの自動振替などにご利用いただけます。キャッシュカードをデビットカードとしてもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
とうしんアプリ通帳 (普通預金)	普通預金通帳を発行せず、スマートフォンを利用して口座情報(残高等)を閲覧できます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度により全額保護される預金で、無利息、要求払い、決済サービス機能の3要件を備えた普通預金です。	出し入れ自由	1円以上
教育資金一括 贈与専用口座	直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた30歳未満の方を対象とした預金です。	預金者の方が30歳に達するまで	10万円以上 1,500万円以下
後見支援預金	成年後見制度利用者の方の預金保護を目的とした普通預金です。	後見終了まで	1円以上
貯 蓄 預 金	出し入れ自由で、しかも利息が有利な預金です。「10万円型」と「30万円型」の2種類からお選びください。	出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金	まとまったお金の短期運用にご利用ください。	措置期間 7日以上	10,000円以上
納 税 準 備 預 金	国税、地方税納付のための納税準備専用預金です。	ご入金は自由 お引出しは納税時	1円以上
期日指定定期預金	1年複利計算で有利な定期預金。個人の方のみご利用いただけます。	最長3年 (措置期間1年)	1,000円以上 300万円未満
スーパー定期預金	1,000円以上、1ヶ月からの定期預金で自由金利型定期預金です。	1ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	お預入れ期間中、金利情勢に応じて6ヶ月毎に金利が変動する定期預金です。	1年、2年、3年	1,000円以上
大口定期預金	大口資金運用手段としてより有利な定期預金です。金利は市場実勢を反映して決定されます。	1ヶ月～5年	1,000万円以上
セカンドライフ 定期預金	退職金をお預入される方(退職金受取後1年以内の方)を対象にした定期預金です。	6ヶ月	100万円以上 1,000万円未満
定期預金 「きらめきⅠ・Ⅱ」	当金庫にて公的年金のお受取りを新たにご指定された方又はお受け取りされている方を対象とした定期預金です。	1年	お預入れ上限額は、取扱時期により変動します。
がん検診応援 定期預金	「やまぐち健康応援団」として健康づくりを応援する定期預金です。	1年	10万円以上 500万円以下
定期積金	目標に向かって毎月一定額を積立てる預金です。	1年～5年	1,000円以上

子育て支援 「すくすく定期積金」	子育て世代の方を対象に、目標に向かって毎月一定額を積立てる定期積金です。	2年～5年	10,000円以上
定期積金 「快速くん」	目標に向かって毎月一定額と年2回ボーナス月の掛込もできる定期積金です。	1年～5年	1,000円以上 (毎月) 10,000円以上 (ボーナス月)
定期積金「ゆとり」	当金庫にて公的年金をお受取りされている方等を対象として、隔月掛込ができる定期積金です。	2年～5年	42,000円以上 (2年) 28,000円以上 (3年) 21,000円以上 (4年) 17,000円以上 (5年)
納税準備用定期積金 「笑納くん」	納税に係る口座振替契約もしくは国税電子納付をされる方を対象に、納税に備えるための定期積金です。	6ヶ月～1年	10,000円以上
定期積金 「ときめき」	当金庫にて年金予約の手続きをされ、かつ、裁定請求まで3年以内の方を対象として、目標に向かって毎月一定額を積立てる定期積金です。	1年～3年 ※契約期間は 裁定請求までの 期間により 異なります。	5,000円以上 50,000円以下
車検費用支払準備 用定期積金 「車検くん」	自家用車車検費用および自家用車買替支払いに備えるための定期積金です。	6ヶ月～3年 (1ヶ月単位) 車検時期が満 期日となりま す。	5,000円以上 契約金額は50 万円以下
譲渡性預金 (N C D)	大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期日前に譲渡することもできます。	2週間～2年	5,000万円以上 1,000万円単位
一般財形預金	給与やボーナスから天引きされるので計画的な財産形成に最適です。	3年以上	1,000円以上
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な貯蓄です。財形住宅と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	マイホーム取得のための計画的な貯蓄です。財形年金と合計で550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1,000円以上

●商品ご利用にあたっての留意事項

ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。

新規に口座を開設する場合、新たに貸金庫を利用される場合など、法令または金庫の方針に基づき、ご本人の確認等をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等のご提示が必要となります。



主要な事業の内容

■ご融資

商品名	お使用みち	ご融資額	ご融資期間
住まいのいちばん ネ ク ス ト V	住宅や宅地の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。	100万円 ～ 10,000万円	50年以内
無担保住宅ローン	住宅の購入、住宅の新築、増改築、住宅ローンの借換資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	20年以内
リフォームローン	住宅の増改築およびバリアフリー改築などにご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	20年以内
エコリフォーム ロ ー ン	太陽光発電システム、高効率給湯器、オール電化システムなどにご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	20年以内
無担保住宅借換 ロ ー ン	住宅金融支援機構、公的住宅ローンおよび民間金融機関住宅ローンなどの借換資金にご利用いただけます。	50万円 ～ 1,000万円	20年以内
リフォームプラン	リフォーム資金などにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
と う し ん カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
S K Y B A N K カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。	10万円 ～ 1,000万円	10年以内
WEB完結型 カーライフプラン	自動車購入、修理、車検、運転免許取得に必要な費用にご利用いただけます。ご来店不要。	1,000万円	15年以内
とうしん教育プラン	本人または本人の子弟・孫・被扶養親族に係る学費および付帯費用等にご利用いただけます。	1,000万円以内	16年以内
WEB完結型 教 育 プ ラ ン	学校納付金等の教育関連資金のお借入れができるローンです。ご来店不要。	1,000万円以内	16年以内
教育カードローン	就学する学校等への納付金・付帯費用・金融機関から教育資金借入れに対して借換資金等にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内(1年更新) 在学期間が4年を超える場合は最長7年
とうしん個人ローン	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で、本人もしくは家族が必要とする資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
と う し ん 子育て応援プラン	子育て世代の方を対象として、出産・子育てに必要な資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
とうしん福祉プラン	介護等を必要とするご親族のための資金にご利用いただけます。	500万円以内	10年以内
シニアライフローン	満60歳以上の公的年金を当金庫にて受給されている方もしくは新規に指定された方が、健康で文化的な生活を営むために必要とする資金にご利用いただけます。	100万円以内	10年以内
し ん き ん フ リ ー ロ ー ン	お使用みち自由で、幅広い資金のお借入れができるローンです。	500万円以内	10年以内
とうしん多目的ローン 「しんきん太助」	資金使途自由のフリーローンです。	500万円以内	10年以内
しんきんフリーローン 「トントン拍子」	資金使途自由（事業性資金は対象外）のフリーローンです。	1,000万円以内	10年以内



主要な事業の内容

とうしんフリーローン 「Friend/フレンド」	資金使途自由（事業性資金は対象外）のフリーローンです。	1,000万円以内	10年以内
クイックローン	資金使途自由のフリーローンです。	300万円以内	7年以内
WEB完結型 フリーローン	お使いみち自由で、幅広い資金のお借入れができるローンです。ご来店不要。	500万円以内	10年以内
カードローン 「大夢500」	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
しんきん カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	3年(自動更新)
とうしんきゃっする500	ご自由にお使いいただけるカードローンです。ご来店不要のWEB完結型もご利用いただけます。	500万円以内	3年(自動更新)
ボンボンポケット カードローン	ご自由にお使いいただけるカードローンです。	300万円以内	1年(自動更新)
WEB完結型 カードローン「大夢」	ご自由にお使いいただけるカードローンです。ご来店不要。	50万円以内	3年(自動更新)
とうしん サポートローン	創業・新分野進出に係る運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内
ハイブリッド・ ビジネスローン	運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内	5年以内
事業者カードローン 「ステップ」	事業資金にご利用いただけます。	1,000万円以内	2年(自動更新不可)
とうしん中小企業家 活性化資金	運転資金・設備資金にご利用いただけます。	運転資金1,000万円以内 設備資金2,000万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
無担保・無保証ローン 「ジャンプアップ」	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	100万円 ～1,000万円	5年以内
これ・ええねえー	運転資金および設備資金としてご利用いただけます。	500万円以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内
とうしん アグリローン	農業者の方を対象として、農業の経営に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	100万円 ～5,000万円	7年以内
とうしん 農業者支援ローン	山口県農業信用基金協会会員またはJA組合員であって、農業に従事する方を対象として、農業の経営に必要な運転資金および設備資金にご利用いただけます。	1,000万円以内(個人) 3,000万円以内(法人)	20年以内 ※資金使途により 異なります。
とうしん 女性起業家ローン	日本政策金融公庫を利用可能な女性の方であって新たに事業開始される方や女性が経営に従事している企業等を対象として、事業に要する運転資金および設備資金にご利用いただけます。	500万円以内 ※日本政策金融公庫 と合算で最大1,000 万円以内	運転資金5年以内 設備資金10年以内

●商品ご利用にあたっての留意事項について

各商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社の保証を必要とする商品には融資利息のほか別途保証料が必要となる商品がございます。お申込の際には、商品の内容をよくご理解いただき、お客様の目的にあった商品をお選び下さい。

※詳しくは窓口にてお問合せ下さい。

代理貸付	次の各種機関の代理貸付をお取扱ることにより融資機能の充実を図っております。 (独)住宅金融支援機構・(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫・ (独)中小企業基盤整備機構など
------	---

■ その他の商品

国債の窓口販売	個人向け国債の募集の取扱いを致します。
住宅ローン関連の長期火災保険	当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様に住宅火災保険をお取扱しております。
債務返済支援保険	病気やケガで働けなくなった期間、返済を支援する商品で、当金庫の住宅ローンをご利用されているお客様がご利用いただけます。
傷害保険	事故によるケガなどを補償する商品をお取扱しております。
個人年金保険	ゆとりあるセカンドライフの資産形成に役立ちます。
終身保険	万一の時、大切な資産を確実に残すための商品をお取扱しております。
医療保険	病気・ケガにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
がん保険	がんにかかる治療費の備えのための商品をお取扱しております。
定期保険	一定期間の死亡と高度障害状態等に備えた商品をお取扱しております。
事業性保険	事業を行ううえで様々なリスクに備える商品をお取扱しております。
国民年金基金	りそな銀行の信託代理店として国民年金基金の加入・増口手続きを行っております。
個人型確定拠出年金	信金中央金庫を運営管理機関とするしんきんiDeCoをお取扱しております。
金銭信託	信金中央金庫の信託契約代理店として相続信託・暦年信託の2種類をお取扱しております。

● 個人向け国債に関する注意事項

- 個人向け国債のお取引を行っていただく際に、適合性の確認を行い、販売の可否を判断させていただきます。
- 個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点の確認のため、個人向け国債の契約締結前交付書面をよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

● 保険商品に関する注意事項

- 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- 保険契約を引受け、保険金等をお支払するのは保険会社となります。また、引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。
- ご検討にあたっては、商品パンフレット等を必ずご覧ください。
- 詳しくは窓口までお問い合わせください。所定の資格を持つ募集人がご説明させていただきます。

■ 機能サービス

- 為替お振込・ご送金・手形・小切手のお取立
- 各種自動支払
- 自動送金サービス
- 自動通知サービス
- 通帳自動集計サービス
- インターネットバンキングサービス（個人・法人）
- バンキングサービス（HB・FB）
- テレホンバンキングサービス
- キャッシングサービス
- デビットカードサービス
- マルチペイメントネットワークを利用した収納サービス
- 株式払込み、配当金のお受取り
- しんきん自動集金サービス
- 年金受取の取扱
- 給与振込の取扱
- 国庫金収納および地方公共団体の公金収納の取扱
- 国債等および保険の窓口販売の取扱
- 金販売の取扱
- 外国送金の取次
- 貸金庫の取扱
- 夜間金庫の取扱
- でんさいネット（電子記録債権）サービス

● キャッシュカード（ATM）ご利用のご案内

ご利用カードの種類	平日		土曜日		日曜・祝日	
	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料	ご利用時間	手数料
とうしんカード 当庫以外の信用金庫のカード	8:00～8:45	110円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～14:00	無料	9:00～19:00	110円
	18:00～19:00	110円	14:00～19:00	110円		
山口銀行・北九州銀行のカード	8:00～8:45	110円	—	—	—	—
	8:45～18:00	無料	9:00～17:00	110円	9:00～17:00	110円
	18:00～19:00	110円				
提携金融機関のカード	8:00～8:45	220円	—	—	—	—
	8:45～18:00	110円	9:00～17:00	220円	9:00～17:00	220円
	18:00～19:00	220円				
ゆうちょカード	8:00～8:45	220円	—	—	—	—
	8:45～18:00	110円	9:00～14:00	110円	9:00～17:00	220円
	18:00～19:00	220円	14:00～17:00	220円		

※当座預金への振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

●主な為替手数料

種 類			同一店内宛	本支店宛	他行宛	
振 込 一 件 に つ き	窓口利用	電信扱い	5万円未満	220円	330円	605円
			5万円以上	440円	550円	770円
		文書扱い	5万円未満	—	330円	605円
			5万円以上	—	550円	770円
	給与振込			無料	無料	330円
	A T M利用	当金庫 キャッシュカード	5万円未満	無料	110円	330円
			5万円以上	無料	220円	550円
		現 金	5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	220円	330円	660円
	テレホンバンキング利用			5万円未満	無料	110円
		5万円以上	無料	330円	660円	
ホームバンキング利用			5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	無料	330円	660円
インターネットバンキング利用			5万円未満	無料	無料	330円
			5万円以上	無料	無料	550円
法人インターネットバンキング給与振込			無料	無料	330円	
ファームバンキング利用			5万円未満	無料	110円	440円
			5万円以上	無料	330円	660円
ファームバンキング給与振込			無料	無料	330円	
為替自動振込 (定額自動送金)			5万円未満	55円	220円	550円
			5万円以上	55円	440円	770円

(注) 会員の方については、窓口振込手数料を優遇いたします。ただし、給与振込は除きます。
 会員の方が同一店内宛に振込む場合は手数料を無料とします。ただし、現金でATM振込する場合は除きます。
 視覚に障がいをお持ちの方が振込みをされる際、ATM操作が困難なため、窓口でお振込みをご希望される場合には、ATM利用の手数料と同額に引下げ、他行宛は窓口手数料から220円引下げいたします。

種 類			同一店内宛	本支店宛	他行宛
代金取立手数料 (1通につき)	電子交換	交換扱	440円	440円	660円
	上記以外		—	—	1,100円

●バンキングサービス基本料

種 類		手数料	
基本 手 数 料	個人インターネットバンキング	月額	無料
	テレホンバンキング (個人の方)	月額	110円
	ホームバンキング	月額	220円
	法人インターネット・ファームバンキング (オンラインサービスのみ利用)	月額	1,100円
	法人インターネット・ファームバンキング (データ伝送を併用の場合)	月額	2,200円

●でんさいネット (電子記録債権) サービス基本手数料

利用区分	手数料
利用特約なし (債務者利用あり)	月額 1,100円
債権者利用限定特約	無料

●融資関係手数料

種 類		手数料	
融資証明書発行手数料		1通 5,500円	
支払利息証明書発行手数料		1通 550円	
残高・償還金証明書発行手数料		1通 550円	
事業資金・アパートローン	賃貸不動産向け融資事務手数料	住宅併用の場合は、面積割合を融資金額とする。 1件 融資金額×0.5%×1.10	
	返済条件変更	返済方法の変更	1件 5,500円
		金利の変更	
		手形・債務保証の期限延長	
	一部繰上償還（手貸内入・商品土地販売に係る証貸への内入を除く。）	金利種類の変更（基準金利パターンコードを変更した場合）	1件 11,000円
		期限短縮方式	1件 5,500円
	全部繰上償還（当金庫での借換、手貸・商品土地販売に係る証貸の内入れを除く。）	再計算方式	1件 11,000円
事業資金		1件 5,500円	
	アパートローン	1件 33,000円	
住宅ローン（有担リフォームローンを含む。）	住宅ローン手数料	融資事務手数料 1件 33,000円	
	返済条件変更	返済方法及び金利変更	1件 5,500円
		金利種類の変更（基準金利パターンコードを変更した場合）	1件 11,000円
	一部繰上償還	期間短縮方式	1件 5,500円
		再計算方式	1件 11,000円
		固定金利選択型適用期間中（期間短縮方式）	1件 11,000円
		固定金利選択型適用期間中（再計算方式）	1件 22,000円
全部繰上償還	当金庫での借換えを除く。	1件 33,000円	
	住宅金融支援機構取扱手数料	1件 55,000円	
無担保住宅ローン・リフォームローン	返済条件変更	1件 5,500円	
	一部繰上償還	期間短縮方式	1件 5,500円
		再計算方式	1件 11,000円
		全部繰上償還	1件 5,500円
消費者ローン	返済条件変更	1件 5,500円	
	一部繰上償還	1件 無料	
	全部繰上償還	1件 無料	
不動産担保調査事務手数料	新規設定	1千万円未満	1件 16,500円
		1千万円以上5千万円未満	1件 33,000円
		5千万円以上	1件 55,000円
		変更登記（追加・極度変更・順位変更等）	1件 16,500円
	一部抹消	商品土地販売時	1件 5,500円
		上記以外	1件 16,500円
		抹消委任状再発行	1件 5,500円
	登記留保手数料	1件 11,000円	
担保管理手数料	ABL（初回のみ）動産・売掛金担保	1件 33,000円	

●その他手数料

項 目	単 位	手数料
用紙交付代	当座小切手帳（署名鑑利用）	1冊50枚 2,200円（2,310円）
	約束手形帳（署名鑑利用）	1冊25枚 1,100円（1,210円）
	為替手形帳（署名鑑利用）	1冊25枚 1,100円（1,210円）
	自 己 宛	用紙1枚 550円
発行手数料	残高証明書発行1通	継続発行 330円
		都度発行 550円
		当金庫所定用紙以外の証明書 1,100円
	キャッシュカード再発行	1枚 1,100円
	ローンカード再発行	1枚 1,100円
	通帳・証書再発行	1冊 1,100円
個人情報開示手数料	1通 1,100円	
夜間金庫使用料	月額 4,400円	
未利用口座管理手数料	年額 ※一定の条件のもと2年間 利用の無い口座	1,230円

とうしん ATM 営業時間一覧表

設置店舗名	入金	出金	振込	通帳 繰越	稼働時間		
					平日	土曜・日曜・祝日	
【防府市】	本店	●	●	●	●	8:00～19:00	9:00～17:00
	宮市支店	●	●	●	●	8:45～17:00	—
	三田尻出張所（旧三田尻支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	中関・三田尻支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～19:00
	問屋口出張所	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	防府駅前支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	牟礼支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	華城支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	大道支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
【柳井市】	柳井・柳井南支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	柳井南出張所（旧柳井南支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	ゆめタウン柳井	●	●	●		9:00～18:00	9:00～19:00
	ミスターマックス柳井出張所	●	●	●		9:00～19:00	9:00～19:00
	フジ柳井店	●	●	●		9:00～18:00	9:00～19:00
【岩国市】	岩国支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	南岩国支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	由宇支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
	周東玖珂支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
【熊毛郡】	平生支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	田布施支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	上関支店	●	●	●	●	8:45～17:30	—
【光市】	光・室積支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～19:00
【下松市】	下松・栄町支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	下松駅南出張所（旧下松支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	サンリブ下松	●	●	●		9:30～19:00	9:30～19:00
【周南市】	徳山支店	●	●	●	●	8:45～19:00	9:00～17:00
	遠石支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	周南・月丘町支店	●	●	●	●	8:45～18:00	—
	富田・福川支店	●	●	●	●	8:45～18:00	9:00～17:00
	福川出張所（旧福川支店）	●	●	●	●	8:45～18:00	—

※当座預金への振込につきましては、平日15時以降・土曜・日曜・祝日は、振込予約となります。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示事項一覧

■単体ベースのディスクロージャー項目（信用金庫法施行規則第132条）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	6
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	6
(3) 事務所の名称及び所在地	7
2. 金庫の主要な事業の内容	48
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	9
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	9
①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失	
④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額	
⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	39～40
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
ニ. 受取利息及び支払利息の増減	
ホ. 総資産経常利益率	
ヘ. 総資産当期純利益率	
ト. 業務純益及び実質業務純益並びにコア業務純益 コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	
②預金に関する指標	40
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
③貸出金等に関する指標	41～42
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	
ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	
ニ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	
ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	
ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値	
④有価証券に関する指標	44
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません
ロ. 有価証券の残存期間別残高	
ハ. 有価証券の種類別の平均残高	
ニ. 預証率の期末値及び期中平均値	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	13
(2) 法令等遵守の体制	10
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	27～28
(4) 金融ADR制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	32～38
(2) 信用金庫開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	43
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	14～23
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	45
①有価証券	
②金銭の信託	
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の 監査を受けている場合にはその旨	38
6. 報酬等に関する事項にあって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を 与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	47
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	38
■連結（信用金庫法施行規則第133条）	該当ありません



この街と生きていく
 **東山口信用金庫**

[https:// www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/](https://www.higashiyamaguchi-shinkin.co.jp/)

2024年ディスクロージャー

発行/2024年7月